

福井県報

号外第32号

令和7年

3月31日(月)

火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

規 則

- ※福井県行政組織規則の一部を改正する規則(36・人事課)……………2
- ※福井県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(37・同)……………16

告 示

- ※福井県財務規則の適用を受けるかいの名称および位置の一部を改正する告示(133・審査指導課)……………35
- ※公共工事の入札および契約に係る公表事項の閲覧に関する規程の一部を改正する告示(134・土木管理課)……………35

訓 令

- ※福井県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令(13・人事課)……………36

教育委員会規則

- ※福井県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則(7・教育政策課)……………45

教育委員会教育長訓令

- ※福井県教育委員会出先機関等事務決裁規程の一部を改正する訓令(1)……………48

人事委員会規則

- ※福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則(22)……………49
- ※給料の調整額の支給に関する規則の一部を改正する規則(23)……………54
- ※福井県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(24)……………55
- ※初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(25)……………57
- ※永平寺町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(26)……………64
- ※南越前町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(27)……………65

訓 令

教育委員会訓令

警察本部訓令

- ※福井県青少年総合対策本部設置規程の一部を改正する訓令(県民安全課)……………66

規 則

福井県行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第36号

福井県行政組織規則の一部を改正する規則

福井県行政組織規則（昭和39年福井県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																								
<p>（臨時または特別の組織）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 第6条に掲げる部（以下この条において「部」という。）の政策立案機能、部内の調整機能等を強化するため、未来創造部以外の部に、第202条第1項の表の左欄に掲げる副部長のうち部の事務を総括する副部長を長とする政策推進グループ（以下「政策推進グループ」という。）を置く。</p> <p>3～6（略）</p> <p>（課）</p> <p>第8条 次<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">部</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>未来創造部</td> <td>未来戦略課 <u>DX推進課</u> 定住促進課 女性活躍課 県民協働課 統計調査課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新幹線・交通まちづくり局</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>防災安全部</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>交流文化部</td> <td>誘客推進課 観光政策課 <u>インバウンド交流課</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">文化・スポーツ局</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>エネルギー環境部</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>産業労働部</td> <td>経営改革課 労働政策課 成長産業立地課 産業</td> </tr> </tbody> </table>を置く。</p>	部	課	総務部	（略）	未来創造部	未来戦略課 <u>DX推進課</u> 定住促進課 女性活躍課 県民協働課 統計調査課	新幹線・交通まちづくり局	（略）	防災安全部	（略）	交流文化部	誘客推進課 観光政策課 <u>インバウンド交流課</u>	文化・スポーツ局	（略）	エネルギー環境部	（略）	健康福祉部	（略）	産業労働部	経営改革課 労働政策課 成長産業立地課 産業	<p>（臨時または特別の組織）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 第6条に掲げる部（以下この条において「部」という。）の政策立案機能、部内の調整機能等を強化するため、未来創造部以外の部に、第202条第1項の表の左欄に掲げる副部長のうち部の事務を総括する副部長を長とする政策推進グループ（以下この条において「政策推進グループ」という。）を置く。</p> <p>3～6（略）</p> <p>（課）</p> <p>第8条 次<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">部</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>未来創造部</td> <td>未来戦略課 <u>DX推進課</u> 女性活躍課 県民協働課 統計調査課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新幹線・交通まちづくり局</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>防災安全部</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>交流文化部</td> <td>魅力創造課 定住交流課 観光誘客課 <u>新幹線開業課</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">文化・スポーツ局</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>エネルギー環境部</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>産業労働部</td> <td>経営改革課 労働政策課 成長産業立地課 産業</td> </tr> </tbody> </table>を置く。</p>	部	課	総務部	（略）	未来創造部	未来戦略課 <u>DX推進課</u> 女性活躍課 県民協働課 統計調査課	新幹線・交通まちづくり局	（略）	防災安全部	（略）	交流文化部	魅力創造課 定住交流課 観光誘客課 <u>新幹線開業課</u>	文化・スポーツ局	（略）	エネルギー環境部	（略）	健康福祉部	（略）	産業労働部	経営改革課 労働政策課 成長産業立地課 産業
部	課																																								
総務部	（略）																																								
未来創造部	未来戦略課 <u>DX推進課</u> 定住促進課 女性活躍課 県民協働課 統計調査課																																								
新幹線・交通まちづくり局	（略）																																								
防災安全部	（略）																																								
交流文化部	誘客推進課 観光政策課 <u>インバウンド交流課</u>																																								
文化・スポーツ局	（略）																																								
エネルギー環境部	（略）																																								
健康福祉部	（略）																																								
産業労働部	経営改革課 労働政策課 成長産業立地課 産業																																								
部	課																																								
総務部	（略）																																								
未来創造部	未来戦略課 <u>DX推進課</u> 女性活躍課 県民協働課 統計調査課																																								
新幹線・交通まちづくり局	（略）																																								
防災安全部	（略）																																								
交流文化部	魅力創造課 定住交流課 観光誘客課 <u>新幹線開業課</u>																																								
文化・スポーツ局	（略）																																								
エネルギー環境部	（略）																																								
健康福祉部	（略）																																								
産業労働部	経営改革課 労働政策課 成長産業立地課 産業																																								

	技術課 商業・市場開拓課 公営企業課
農林水産部	(略)
(略)	(略)

2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる室を置く。

課	室
(略)	(略)
未来戦略課	(略)
誘客推進課	恐竜戦略室
観光政策課	宿泊・周遊推進室
インバウンド交流課	国際室 奥越旅券室 丹南旅券室 二州旅券室 若狭旅券室
エネルギー課	(略)
地域福祉課	(略)
障がい福祉課	地域生活支援室
地域医療課	(略)
(略)	(略)
商業・市場開拓課	(略)
園芸振興課	(略)
(略)	(略)
県産材活用課	(略)
土木管理課	(略)
河川課	上下水道室
港湾空港課	(略)
都市計画課	福井縦貫線用地対策室

(部の分掌事務)

第10条 福井県の部制に関する条例に定める部の分掌事務は、次のとおりである。

(略)

防災安全部

(1)～(3) (略)

	技術課 商業・市場開拓課 国際経済課 公営企業課
農林水産部	(略)
(略)	(略)

2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる室を置く。

課	室
(略)	(略)
未来戦略課	(略)
魅力創造課	恐竜戦略室
観光誘客課	若狭湾サイクリングルート推進室 インバウンド推進室
エネルギー課	(略)
地域福祉課	(略)
地域医療課	(略)
(略)	(略)
商業・市場開拓課	(略)
国際経済課	奥越旅券室 丹南旅券室 二州旅券室 若狭旅券室
園芸振興課	(略)
(略)	(略)
県産材活用課	(略)
森づくり課	全国育樹祭室
土木管理課	(略)
港湾空港課	(略)

(部の分掌事務)

第10条 福井県の部制に関する条例に定める部の分掌事務は、次のとおりである。

(略)

防災安全部

(1)～(3) (略)

交流文化部

(1)・(2) (略)

(3) 海外との交流に関する事項

(4) (略)

(5) (略)

エネルギー環境部

(1)・(2) (略)

健康福祉部

(1)～(3) (略)

産業労働部

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

農林水産部

(1)～(3) (略)

(略)

(総務部各課の分掌事務)

第11条 総務部の各課および室の分掌事務は、次のとおりとする。

(略)

財政課

(1)～(10) (略)

税務課

(1)～(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(納税推進室)

(1)～(16) (略)

(略)

(未来創造部各課の分掌事務)

第12条 未来創造部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

(略)

交流文化部

(1)・(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

エネルギー環境部

(1)・(2) (略)

健康福祉部

(1)～(3) (略)

産業労働部

(1) (略)

(2) 海外との人および経済の交流に関する事項

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

農林水産部

(1)～(3) (略)

(略)

(総務部各課の分掌事務)

第11条 総務部の各課および室の分掌事務は、次のとおりとする。

(略)

財政課

(1)～(10) (略)

税務課

(1)～(11) (略)

(12) 自動車税証紙および狩猟税証紙に関すること。

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(納税推進室)

(1)～(16) (略)

(略)

(未来創造部各課の分掌事務)

第12条 未来創造部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

(略)

D X推進課

(1)~(5) (略)

定住促進課

- (1) ふるさと帰住に関すること。
- (2) 人材の誘致に関すること。
- (3) ふるさと福井移住定住促進機構に関すること。
- (4) 新卒者の就職支援に関すること。
- (5) ふるさと貢献に関すること。

女性活躍課

(1)~(4) (略)
(略)

(交流文化部各課の分掌事務)

第12条の3 交流文化部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

誘客推進課

- (1)~(3) (略)
- (4) 誘客に向けた施策の企画および推進ならびに情報の発信に関すること。
- (5) 広域的な観光旅客等の来訪の促進に関すること。

(恐竜戦略室)

(1)・(2) (略)

観光政策課

(1)・(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

D X推進課

(1)~(5) (略)

女性活躍課

(1)~(4) (略)
(略)

(交流文化部各課の分掌事務)

第12条の3 交流文化部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

魅力創造課

(1)~(3) (略)

(恐竜戦略室)

(1)・(2) (略)

定住交流課

- (1) ふるさと帰住に関すること。
- (2) 人材の誘致に関すること。
- (3) ふるさと福井移住定住促進機構に関すること。
- (4) 新卒者の就職支援に関すること。
- (5) ふるさと貢献に関すること。

観光誘客課

(1)・(2) (略)

(3) 観光資源の整備活用に関すること(他課の所管に属するものを除く。)

(4) 総合保養地域整備法に基づく基本構想の策定に関すること。

(5) 奥越高原リゾート、若狭湾地域観光リゾートおよび越前海岸観光リゾートの整備の推進に関すること。

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) 観光案内およびおもてなし向上に関すること。

(6) (略)

(7) 公益社団法人福井県観光連盟および一般社団法人福井県物産協会に関すること。

(宿泊・周遊推進室)

(1) 宿泊施設に係る企業誘致活動に関すること。

(2) 観光資源の整備活用に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

(3) 総合保養地域整備法に基づく基本構想の策定に関すること。

(4) 奥越高原リゾート、若狭湾地域観光リゾートおよび越前海岸観光リゾートの整備の推進に関すること。

(5) 観光案内およびおもてなし向上に関すること。

(6) コンベンション振興および教育旅行に関すること。

インバウンド交流課

(1) 海外からの観光旅客の来訪の促進に関すること。

(2) 通訳案内士法の施行に関すること。

(3) 海外渡航および旅券法の施行に関すること。

(国際室)

(1) 国際化に関する施策の企画、総合調整および推進に関すること。

(2) 国際化に関する情報の収集および提供に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

(3) 外国賓客の接遇に関すること。

(4) 外国との渉外に関すること。

(5) 国際交流および国際協力に関すること。

(6) 地域国際化への対応に関すること。

(7) 多文化共生の推進に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

(8) 海外移住に関すること。

(9) 福井県国際交流会館に関すること。

(10) 公益財団法人福井県国際交流協会に関すること。

(奥越旅券室、丹南旅券室、二州旅券室および若狭旅券室)

(1) 一般旅券の交付に関すること。

文化課

(1)～(12) (略)

(略)

(健康福祉部各課の分掌事務)

第14条 健康福祉部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

(略)

(10) (略)

(11) 公益社団法人福井県観光連盟、一般社団法人若狭湾観光連盟および一般社団法人福井県物産協会に関すること。

(若狭湾サイクリングルート推進室)

(1) 若狭湾サイクリングルートの推進に関すること。

(2) 若狭湾サイクリングルートに係る市町および関係団体との連携に関すること。

(3) サイクルツーリズムの推進に関すること。

(インバウンド推進室)

(1) 海外からの観光旅客の来訪の促進に関すること。

(2) 通訳案内士法の施行に関すること。

新幹線開業課

(1) 北陸新幹線の開業に向けた施策の企画、総合調整および推進に関すること。

(2) 北陸新幹線の開業PRに関すること。

(3) 広域的な観光旅客等の来訪の促進に関すること。

(4) コンベンションの振興に関すること。

(5) 県外事務所での観光の推進に関すること。

文化課

(1)～(12) (略)

(略)

(健康福祉部各課の分掌事務)

第14条 健康福祉部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

(略)

(人権室)

(1)~(7) (略)

長寿福祉課

(1)~(13) (略)

(14) 高齢者福祉に係る統計に関すること。

(15) (略)

障がい福祉課

(1)~(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(地域生活支援室)

(1) 障がいの者の福祉の総合企画および調整に関すること（障がいの者の地域生活支援に関するものに限る。）。

(2) 福祉のまちづくりの推進に関すること。

(3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

(4) 心身障がい者扶養共済制度に関すること。

こども未来課

(1)~(11) (略)

(略)

健康政策課

(1)~(7) (略)

地域医療課

(1)・(2) (略)

(3) 医師、歯科医師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、歯科衛生士および歯科技工士に関すること。

(4)~(11) (略)

(県立病院経営室)

(人権室)

(1)~(7) (略)

長寿福祉課

(1)~(13) (略)

(14) (略)

障がい福祉課

(1)~(5) (略)

(6) 福祉のまちづくりの推進に関すること。

(7) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

(8) (略)

(9) (略)

(10) 心身障がい者扶養共済制度に関すること。

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

こども未来課

(1)~(11) (略)

(略)

健康政策課

(1)~(7) (略)

地域医療課

(1)・(2) (略)

(3) 医師、歯科医師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、歯科衛生士および歯科技工士に関すること。

(4)~(11) (略)

(県立病院経営室)

(1) (略)

(略)

(産業労働部各課の分掌事務)

第15条 産業労働部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

経営改革課

(1)～(4) (略)

(5) 企業のDX推進に関すること。

(6)～(19) (略)

労働政策課

(1)～(21) (略)

(略)

(新技術支援室)

(1)～(6) (略)

商業・市場開拓課

(1)～(9) (略)

(10) 国際経済に関する施策の企画、総合調整および推進に関すること。

(11) 国際経済に関する情報の収集および提供に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

(12) 貿易の振興に関すること。

(13) 産業（農業、林業および水産業を除く。）に係る製品の国際的な販路開拓に関する企画および総合調整に関すること。

(14) 海外駐在員およびその事務所の運営に関すること。

(伝統工芸室)

(1)～(6) (略)

(1) (略)

(略)

(産業労働部各課の分掌事務)

第15条 産業労働部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

経営改革課

(1)～(4) (略)

(5) 企業のDX化に関すること。

(6)～(19) (略)

労働政策課

(1)～(21) (略)

(略)

(新技術支援室)

(1)～(6) (略)

商業・市場開拓課

(1)～(9) (略)

(伝統工芸室)

(1)～(6) (略)

国際経済課

(1) 国際化および国際経済に関する施策の企画、総合調整および推進に関すること。

(2) 国際化および国際経済に関する情報の収集および提供に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

(3) 貿易の振興に関すること。

(4) 産業（農業、林業および水産業を除く。）に係る製品の国際的な販路開拓に関する企画および総合調整に関すること。

(5) 海外駐在員およびその事務所の運営に関すること。

(6) 外国賓客の接遇に関すること。

(7) 外国との渉外に関すること。

(8) 国際交流および国際協力に関すること。

(9) 地域国際化への対応に関すること。

公営企業課

(1)~(3) (略)

(農林水産部各課の分掌事務)

第16条 農林水産部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

(略)

(園芸カレッジ室)

(1)~(3) (略)

中山間農業・畜産課

(1)~(28) (略)

(29) 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する事(特定盛土等規制区域内における特定盛土等および土石の堆積に係るもの(盛土、切土または土石の堆積をする土地の面積が1万平方メートル未満のものに限る。以下この条において同じ。))のうち他課の所管に属するものを除く。)

(鳥獣害対策室)

(1)~(4) (略)

農村振興課

(1)~(10) (略)

農地保全整備課

(1)~(20) (略)

(21) 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する事(特定盛土等規制区域内における特定盛土等および土石の堆積に係るものうち農地に関するものに限る。)

(22) (略)

水産課

(1)~(31) (略)

(略)

(ふくいの木利用室)

(1)~(4) (略)

森づくり課

(1)~(18) (略)

(10) 多文化共生の推進に関する事(他課の所管に属するものを除く。)

(11) 海外渡航および旅券法の施行に関する事。

(12) 海外移住に関する事。

(13) 福井県国際交流会館に関する事。

(14) 公益財団法人福井県国際交流協会に関する事。

(奥越旅券室、丹南旅券室、二州旅券室および若狭旅券室)

(1) 一般旅券の交付に関する事。

公営企業課

(1)~(3) (略)

(農林水産部各課の分掌事務)

第16条 農林水産部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

(略)

(園芸カレッジ室)

(1)~(3) (略)

中山間農業・畜産課

(1)~(28) (略)

(鳥獣害対策室)

(1)~(4) (略)

農村振興課

(1)~(10) (略)

農地保全整備課

(1)~(20) (略)

(21) (略)

水産課

(1)~(31) (略)

(略)

(ふくいの木利用室)

(1)~(4) (略)

森づくり課

(1)~(18) (略)

(19) 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する事（特定盛土等規制区域内における特定盛土等および土石の堆積に係るもののうち森林に関するものに限る。）。

(20) (略)

(土木部各課の分掌事務)

第17条 土木部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

(略)

道路保全課

(1)～(11) (略)

河川課

(1)～(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) 前各号のほか、河川に関する事。

(上下水道室)

(1) 水道法の施行に関する事。

(2) 下水道法の施行に関する事。

(3) 九頭竜川流域下水道に関する事。

(4) 公益財団法人福井県下水道公社に関する事。

(5) 前各号のほか、上下水道に関する事。

砂防防災課

(1)～(14) (略)

(略)

(空港利活用室)

(19) (略)

(全国育樹祭室)

(1) 全国育樹祭開催に関する事。

(土木部各課の分掌事務)

第17条 土木部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

(略)

道路保全課

(1)～(11) (略)

河川課

(1)～(4) (略)

(5) 水道法の施行に関する事。

(6) 下水道法の施行に関する事。

(7) 九頭竜川流域下水道に関する事。

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) 公益財団法人福井県下水道公社に関する事。

(17) (略)

(18) 前各号のほか、河川および上下水道に関する事。

砂防防災課

(1)～(14) (略)

(略)

(空港利活用室)

(1)～(7) (略)

都市計画課

(1)～(4) (略)

(5) 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

(6)～(12) (略)

(福井縦貫線用地対策室)

(1) 福井縦貫線建設用地の取得および物件移転等の補償に関すること。

建築住宅課

(1)～(22) (略)

(略)

(組織)

第22条の4 振興局に次の表の左欄に掲げる室および部を置き、当該室および部にそれぞれ同表の右欄に掲げる課または室を置く。

室および部	課または室
(略)	
嶺南プロジェクト推進室	
若狭湾サイクリングルート推進室	
税務部	(略)
(略)	(略)

2 第22条の2の規定にかかわらず、若狭湾サイクリングルート推進室、二州企画振興室および二州農林部ならびに二州県税相談室は、敦賀市に置く。

(部課および分掌事務)

第22条の5 若狭企画振興室、嶺南プロジェクト推進室、若狭湾サイクリングルート推進室、税務部、農業経営支援部、農村整備部および林業水産部の各室および課の分掌事務は、二州地域（敦賀市、三方郡および三方上中郡のうち平成17年3月30日現在における三方郡三方町の区域をいう。以下同じ。）において処理する分掌事務として次項に規定するものを除き、次のとおりとする。

若狭企画振興室

(1)～(45) (略)

(46) 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関すること（特定盛土等規制区域に係るものに限る。）。

嶺南プロジェクト推進室

(1)～(4) (略)

若狭湾サイクリングルート推進室

(1)～(7) (略)

都市計画課

(1)～(4) (略)

(5) 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関すること。

(6)～(12) (略)

建築住宅課

(1)～(22) (略)

(略)

(組織)

第22条の4 振興局に次の表の左欄に掲げる室および部を置き、当該室および部にそれぞれ同表の右欄に掲げる課または室を置く。

室および部	課または室
(略)	
嶺南プロジェクト推進室	
税務部	(略)
(略)	(略)

2 第22条の2の規定にかかわらず、二州企画振興室および二州農林部ならびに二州県税相談室は、敦賀市に置く。

(部課および分掌事務)

第22条の5 若狭企画振興室、嶺南プロジェクト推進室、税務部、農業経営支援部、農村整備部および林業水産部の各室および課の分掌事務は、二州地域（敦賀市、三方郡および三方上中郡のうち平成17年3月30日現在における三方郡三方町の区域をいう。以下同じ。）において処理する分掌事務として次項に規定するものを除き、次のとおりとする。

若狭企画振興室

(1)～(45) (略)

嶺南プロジェクト推進室

(1)～(4) (略)

- (1) 若狭湾サイクリングルートの推進に関すること。
- (2) 若狭湾サイクリングルートに係る市町および関係団体との連携に関する
こと。
- (3) サイクルツーリズムの推進に関すること。

税務部

(略)

(略)

2 二州企画振興室および二州農林部の各室および課の分掌事務は、二州地域において処理する次の事務とする。

二州企画振興室

- (1) 前項に規定する若狭企画振興室の分掌事項（同項の表若狭企画振興室の項第1号から第3号まで、第9号から第29号までおよび第31号から第46号までに掲げるものに限る。）。

(2)～(4) (略)

二州農林部

(略)

(分掌事務)

第22条の13 福井県税事務所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

(1)～(6) (略)

管理課

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

課税第1課

(1)～(7) (略)

税務部

(略)

(略)

2 二州企画振興室および二州農林部の各室および課の分掌事務は、二州地域において処理する次の事務とする。

二州企画振興室

- (1) 前項に規定する若狭企画振興室の分掌事項（同項の表若狭企画振興室の項第1号から第3号まで、第9号から第29号までおよび第31号から第45号までに掲げるものに限る。）。

(2)～(4) (略)

二州農林部

(略)

(分掌事務)

第22条の13 福井県税事務所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

(1)～(6) (略)

管理課

(1) (略)

(2) 自動車税証紙および狩猟税証紙の管理に関すること。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

課税第1課

(1)～(7) (略)

(略)

(名称および位置)

第38条の9 京都事務所の名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
福井県京都事務所	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町88

(分課および所掌事務)

第38条の13の15 原子力環境監視センターに次の室を置く。

- (1) (略)
- (2) 放射線監視室
- (3) (略)

2 (略)

(業務)

第42条の3 保健所は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1)・(2) (略)
- (3) 医療法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、理学療法士及び作業療法士法、視能訓練士法、言語聴覚士法、歯科衛生士法、歯科技工士法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律および柔道整復師法の施行に関する事
- (4)～(6) (略)

(分掌事務)

第116条の9 福井農林総合事務所の室および各部の課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興室

- (1)～(11) (略)

(12) 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する事(特定盛土等規制区域に係るものに限る。)。

農業経営支援部

(略)

(略)

2～4 (略)

(分課および分掌事務)

(略)

(名称および位置)

第38条の9 京都事務所の名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
福井県京都事務所	京都市中央区烏丸通蛸薬師下ル手洗水町678

(分課および所掌事務)

第38条の13の15 原子力環境監視センターに次の室を置く。

- (1) (略)
- (2) (略)

2 (略)

(業務)

第42条の3 保健所は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1)・(2) (略)
- (3) 医療法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、理学療法士及び作業療法士法、視能訓練士法、歯科衛生士法、歯科技工士法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律および柔道整復師法の施行に関する事
- (4)～(6) (略)

(分掌事務)

第116条の9 福井農林総合事務所の室および各部の課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興室

- (1)～(11) (略)

農業経営支援部

(略)

(略)

2～4 (略)

(分課および分掌事務)

第165条 総合グリーンセンターに次の課および部を置く。

- (1) (略)
 - (2) 緑化・花づくり推進課
 - (3) (略)
- 2 (略)

(分掌事務)

第178条の2 福井土木事務所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1)・(2) (略)
- (3) 競争入札に参加する建設業者の資格審査に関すること。
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)

用地課

- (1)・(2) (略)

管理課

- (1)~(17) (略)
- (18) 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関すること（宅地造成等工事規制区域に係るものに限る。）。

道路第1課および道路第2課

- (1)~(10) (略)
- (略)

2~6 (略)

(本庁に置く職およびその職務)

第202条 次の表の左欄に掲げる職を、それぞれ同表の中欄に掲げる本庁の組織に置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職名	組織	職務
部長	(略)	(略)
首都圏統括監	未来創造部	<u>上司の命を受け、首都圏に係る政策の企画、総合調整および推進に</u>

第165条 総合グリーンセンターに次の課および部を置く。

- (1) (略)
 - (2) 緑化・花づくり推進部
 - (3) (略)
- 2 (略)

(分掌事務)

第178条の2 福井土木事務所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1)・(2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)

用地課

- (1)・(2) (略)

管理課

- (1)~(17) (略)

道路第1課および道路第2課

- (1)~(10) (略)
- (略)

2~6 (略)

(本庁に置く職およびその職務)

第202条 次の表の左欄に掲げる職を、それぞれ同表の中欄に掲げる本庁の組織に置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職名	組織	職務
部長	(略)	(略)

		関する事務を掌理する。
D X推進監	(略)	(略)
新幹線・交通まちづくり局長	(略)	(略)
文化・スポーツ局長	交流文化部	上司の命を受け、文化およびスポーツに関する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
健康医療局長	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
課(室)長補佐	(略)	(略)
主任	課、室または政策推進グループ	上司の命を受け、特に高度で困難な業務に従事する。
企画主査	課、室または政策推進グループ	上司の命を受け、特に困難な業務に従事する。
主査	課、室または政策推進グループ	上司の命を受け、困難な業務に従事する。
主事	課、室または政策推進グループ	上司の命を受け、事務または別表に掲げる業務に従事する。

2 次の表の左欄に掲げる職を、必要に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる本庁の組織に置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職名	組織	職務
(略)	(略)	(略)
参事	(略)	(略)
総括主任	課、室または政策推進グループ	上司の命を受け、特に命じられた事務を処理する。
室次長	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

3 前2項に定めるもののほか、前2項の表の左欄に掲げる職を知事公室に置き、上司の命を受け、知事が命ずる特定事務を行わせることができる。

(局長等)

第208条 前3条に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職(以下この節において「局長等」という。)を、それぞれ同表の中欄に掲げる出先機関の組織に置くことができ、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職名	組織	職務
----	----	----

D X推進監	(略)	(略)
新幹線・交通まちづくり局長	(略)	(略)
文化・スポーツ局長	文化・スポーツ局	上司の命を受け、文化およびスポーツに関する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
健康医療局長	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
課(室)長補佐	(略)	(略)
主任	課または室	上司の命を受け、特に高度で困難な業務に従事する。
企画主査	課または室	上司の命を受け、特に困難な業務に従事する。
主査	課または室	上司の命を受け、困難な業務に従事する。
主事	課または室	上司の命を受け、事務または別表に掲げる業務に従事する。

2 次の表の左欄に掲げる職を、必要に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる本庁の組織に置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職名	組織	職務
(略)	(略)	(略)
参事	(略)	(略)
総括主任	課または室	上司の命を受け、特に命じられた事務を処理する。
室次長	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

3 前2項に定めるもののほか、前2項の表の左欄に掲げる職を部に置き、上司の命を受け、部の特定事務を行わせることができる。

(局長等)

第208条 前3条に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職(以下この節において「局長等」という。)を、それぞれ同表の中欄に掲げる出先機関の組織に置くことができ、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職名	組織	職務
----	----	----

(略)	(略)	(略)
部次長	(略)	(略)
課長または室長	嶺南振興局、課または室	上司の命を受け、課または室の業務を掌理する。
室次長	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)
部次長	(略)	(略)
課長または室長	課または室	上司の命を受け、課または室の業務を掌理する。
室次長	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第38条の9の改正規定 令和7年4月14日
- (2) 第16条の表中山間農業・畜産課の項に1号を加える改正規定、同表農地保全整備課の項第21号を第22号とし、同項に1号を加える改正規定および同表森づくり課の項第19号を第20号とし、同項に1号を加える改正規定、第17条の表都市計画課の項の改正規定、第22条の5第1項の表若狭企画振興室の項に1号を加える改正規定および同条第2項の表二州企画振興室の項の改正規定、第116条の9第1項の表企画振興室の項に1号を加える改正規定ならびに第178条の2第1項の表管理課の項に1号を加える改正規定 令和7年6月30日

福井県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。

令和7年3月31日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第37号

福井県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則
(福井県財務規則の一部改正)

第1条 福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1 (第5条関係)		別表第1 (第5条関係)	
組織	出納員に充てる職	組織	出納員に充てる職
(略)	(略)	(略)	(略)
市民協働課	(略)	市町協働課	(略)
<u>定住促進課</u>	課長補佐	<u>県民協働課</u>	課長補佐
<u>県民協働課</u>	課長補佐	<u>定住交流課</u>	課長補佐
<u>誘客推進課</u>	課長補佐	<u>魅力創造課</u>	課長補佐
<u>インバウンド交流課</u>	課長補佐	<u>観光誘客課</u>	課長補佐
自然環境課	(略)	自然環境課	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
児童家庭課	(略)	児童家庭課	(略)
商業・市場開拓課	課長補佐	産業技術課	課長補佐

中山間農業・畜産課	(略)
(略)	(略)
公共建築課	(略)
審査指導課	課長 参事 課長補佐 総括主任 主任 企画主査
会計局会計課	(略)
(略)	(略)
警察本部県民サポート課	(略)
警察本部会計課	次席 出納事務を担当する課長補佐
警察本部監察課	(略)
(略)	(略)
美術館	(略)
若狭歴史博物館	庶務を担当する企画主査
一乗谷朝倉氏遺跡博物館	(略)
(略)	(略)
福井産業技術専門学院	(略)
敦賀産業技術専門学院	庶務を担当する企画主査
工業技術センター	(略)
(略)	(略)
県立学校	(略)
教育総合研究所	副所長
特別支援教育センター	(略)
(略)	(略)

別表第2 (第5条の2関係)

組織	出納員に充てる職
税務課	(略)
定住促進課	総括主任、主任、企画主査、主査および主事
県民協働課	特定非営利活動法人業務を担当する総括主任、主任、企画主査、主査、主事および会計年度任用職員
誘客推進課	参事、総括主任、主任、企画主査、主査および主事
インバウンド交流課	総括主任、主任、企画主査、主査および主事

国際経済課	課長補佐
中山間農業・畜産課	(略)
(略)	(略)
公共建築課	(略)
審査指導課	課長 課長補佐 総括主任 主任 企画主査
会計局会計課	(略)
(略)	(略)
警察本部県民サポート課	(略)
警察本部会計課	次席
警察本部監察課	(略)
(略)	(略)
美術館	(略)
若狭歴史博物館	庶務を担当する主任
一乗谷朝倉氏遺跡博物館	(略)
(略)	(略)
福井産業技術専門学院	(略)
敦賀産業技術専門学院	庶務を担当する主査
工業技術センター	(略)
(略)	(略)
県立学校	(略)
教育総合研究所	管理室長
特別支援教育センター	(略)
(略)	(略)

別表第2 (第5条の2関係)

組織	現金出納員に充てる職
税務課	(略)
県民協働課	特定非営利活動法人業務を担当する総括主任、主任、企画主査、主査、主事および会計年度任用職員
定住交流課	総括主任、主任、企画主査、主査および主事

自然環境課	(略)
(略)	(略)
児童家庭課	(略)
中山間農業・畜産課	(略)
(略)	(略)

自然環境課	(略)
(略)	(略)
児童家庭課	(略)
国際経済課	総括主任、主任、企画主査、主査および主事
魅力創造課	参事、総括主任、主任、企画主査、主査および主事
観光誘客課	総括主任、主任、企画主査、主査および主事
中山間農業・畜産課	(略)
(略)	(略)

(福井県事務委任規則の一部改正)

第2条 福井県事務委任規則(昭和44年福井県規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2(第6条関係)嶺南振興局長以外の出先機関の長への個別委任事項		別表第2(第6条関係)嶺南振興局長以外の出先機関の長への個別委任事項	
出先機関の長	委任事項	出先機関の長	委任事項
(略)	(略)	(略)	(略)
年縞博物館長	(略)	年縞博物館長	(略)
健康福祉センター所長	(健康福祉部地域福祉課関係) 1 生活保護法(昭和25年法律第144号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務 (1)~(13) (略) (14) 法第55条の5第1項の規定に基づき、 <u>進学・就職準備給付金を支給すること。</u> (15)~(30) (略) 2~5 (略) 6 生活困窮者自立支援法(以下この項中「法」という。)の施行に関する事務 この項中生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号)を「施行規則」という。 (1)~(8) (略) (9) 施行規則第6条第2号の規定に基づき、 <u>生活困窮者居住支援事業による支援が必要と認めること。</u> (10) 施行規則第7条の規定に基づき、 <u>生活困窮</u>	(健康福祉部地域福祉課関係) 1 生活保護法(昭和25年法律第144号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務 (1)~(13) (略) (14) 法第55条の5第1項の規定に基づき、 <u>進学準備給付金を支給すること。</u> (15)~(30) (略) 2~5 (略) 6 生活困窮者自立支援法(以下この項中「法」という。)の施行に関する事務 この項中生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号)を「施行規則」という。 (1)~(8) (略) (9) 施行規則第6条第2号の規定に基づき、 <u>生活困窮者一時生活支援事業による支援が必要と認めること。</u> (10) 施行規則第7条の規定に基づき、 <u>生活困窮</u>	

	<p>者居住支援事業の期間を定めること。 (11)～(14) (略) (健康福祉部長寿福祉課関係) 1 (略) (略)</p>		<p>者一時生活支援事業の期間を定めること。 (11)～(14) (略) (健康福祉部長寿福祉課関係) 1 (略) (略)</p>
<p>保健所長</p>	<p>(略) (健康福祉部健康医療局健康政策課関係) 1・2 (略) (健康福祉部健康医療局地域医療課関係) 1 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務 この項中医療法施行令（昭和23年政令第326号）を「施行令」という。 (1)～(3) (略) <u>(4) 法第8条の2第2項の規定に基づき、病院、診療所または助産所の休止等の届出を受理すること。</u> (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略) (9) (略) (10) (略) <u>(11) 法第54条の9第4項の規定に基づき、医療法人の定款または寄付行為の変更の認可を決定すること（定款または寄付行為の変更が、当該医療法人が新たに病院、法第39条第1項の診療所、介護老人保健施設または介護医療院を開設しようとするものに係る場合ならびに定款または寄付行為の変更により、当該医療法人が法第42条の2第1項に規定する社会医療法人に該当することとなる場合および出資持分なし医療法人となる場合を除く。）。</u> (12) (略) (13) (略) (14) (略)</p>	<p>保健所長</p>	<p>(略) (健康福祉部健康医療局健康政策課関係) 1・2 (略) (健康福祉部健康医療局地域医療課関係) 1 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務 この項中医療法施行令（昭和23年政令第326号）を「施行令」という。 (1)～(3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略) (9) (略) <u>(10) 法第54条の9第4項の規定に基づき、医療法人の定款または寄付行為の変更の認可を決定すること（定款または寄付行為の変更が当該医療法人が新たに病院、法第39条第1項の診療所、介護老人保健施設または介護医療院を開設しようとする場合に係るものおよび定款または寄付行為の変更により、当該医療法人が法第42条の2第1項に規定する社会医療法人に該当することとなる場合を除く。）。</u> (11) (略) (12) (略) (13) (略)</p>

	(15) (略) (16) (略) 2～6 (略) (健康福祉部健康医療局保健予防課関係) 1・2 (略) (略)		(14) (略) (15) (略) 2～6 (略) (健康福祉部健康医療局保健予防課関係) 1・2 (略) (略)
総合福祉相談所長	(略)	総合福祉相談所長	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
陶芸館長	(略)	陶芸館長	(略)
農林総合事務所長	1～12 (略) 13 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務（盛土、切土または土石の堆積の面積が1万平方メートル未満のものに限る。）</u> <u>この項中宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）を「施行規則」という。</u> <u>(1) 法第27条第1項の規定に基づき、特定盛土等または土石の堆積に関する工事の届出を受理すること。</u> <u>(2) 法第27条第2項（法第28条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、土地の所在地等の公表および関係市町長への通知をすること。</u> <u>(3) 法第27条第3項（法第28条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、計画の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告すること。</u> <u>(4) 法第27条第4項（法第28条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</u> <u>(5) 法第28条第1項の規定に基づき、特定盛土等または土石の堆積に関する工事の計画の変更の届出を受理すること。</u> <u>(6) 法第30条第1項の規定に基づき、特定盛</u>	農林総合事務所長	1～12 (略)

土等または土石の堆積に関する工事を許可すること。

(7) 法第30条第3項（法第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、条件を付加すること。

(8) 法第30条第4項（法第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、土地の所在地等の公表および関係市町長への通知をすること。

(9) 法第33条第2項（法第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、許可証の交付または不許可の通知をすること。

(10) 法第34条第1項（法第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、国等が行う特定盛土等または土石の堆積に関する工事の協議を受けること。

(11) 法第35条第1項の規定に基づき、特定盛土等または土石の堆積に関する工事の計画の変更を許可すること。

(12) 法第35条第2項の規定に基づき、軽微な変更の届出を受理すること。

(13) 法第36条第1項の規定に基づき、工事完了の検査を行うこと。

(14) 法第36条第2項の規定に基づき、検査済証を交付すること。

(15) 法第36条第4項の規定に基づき、工事完了の確認を行うこと。

(16) 法第36条第5項の規定に基づき、確認済証を交付すること。

(17) 法第37条第1項の規定に基づき、特定工程に係る工事の中間検査を行うこと。

(18) 法第37条第2項の規定に基づき、中間検査合格証を交付すること。

(19) 法第38条第1項の規定に基づき、定期の報告を受理すること。

(20) 法第39条第1項の規定に基づき、許可を

	<p>取り消すこと。</p> <p>(21) <u>法第39条第2項の規定に基づき、工事の施行の停止および災害防止措置をとることを命ずること。</u></p> <p>(22) <u>法第39条第3項の規定に基づき、土地の使用を禁止し、もしくは制限し、または災害防止措置をとることを命ずること。</u></p> <p>(23) <u>法第39条第4項の規定に基づき、工事の施行の停止および作業の停止を命ずること。</u></p> <p>(24) <u>法第39条第5項の規定に基づき、災害防止措置の全部または一部および公告を実施すること。</u></p> <p>(25) <u>法第39条第6項の規定に基づき、費用を徴収すること。</u></p> <p>(26) <u>法第43条第1項の規定に基づき、立入検査を行うこと。</u></p> <p>(27) <u>法第44条の規定に基づき、工事状況の報告を徴収すること。</u></p> <p>(28) <u>施行規則第88条の規定に基づき、法第30条第1項または第35条第1項の規定に適合していることを証する書面を交付すること。</u></p>		
奥越農林総合事務所長	(略)	奥越農林総合事務所長	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
土木事務所長（敦賀土木事務所長および小浜土木事務所長を除く。）および福井空港事務所長	(略)	土木事務所長（敦賀土木事務所長および小浜土木事務所長を除く。）および福井空港事務所長	(略)
土木事務所長（敦賀土木事務所長および小浜土木事務所長を除く。）	<p>(略)</p> <p>(土木部砂防防災課関係)</p> <p>1～7 (略)</p> <p>(土木部都市計画課関係)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下この項中「法」という。）の施行に関する事務（盛土、切土または土石の堆積の面積が1万平方メー</p>	土木事務所長（敦賀土木事務所長および小浜土木事務所長を除く。）	<p>(略)</p> <p>(土木部砂防防災課関係)</p> <p>1～7 (略)</p> <p>(土木部都市計画課関係)</p> <p>1 (略)</p>

トル未満のものに限る。)

この項中宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則を「施行規則」という。

- (1) 法第12条第1項の規定に基づき、宅地造成等に関する工事を許可すること。
- (2) 法第12条第3項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、条件を付加すること。
- (3) 法第12条第4項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、土地の所在地等の公表および関係市町長への通知をすること。
- (4) 法第14条第2項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、許可証の交付または不許可の通知をすること。
- (5) 法第15条第1項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、国等が行う宅地造成等に関する工事の協議を受けること。
- (6) 法第16条第1項の規定に基づき、宅地造成等に関する工事の計画の変更を許可すること。
- (7) 法第16条第2項の規定に基づき、軽微な変更の届出を受理すること。
- (8) 法第17条第1項の規定に基づき、工事完了の検査を行うこと。
- (9) 法第17条第2項の規定に基づき、検査済証を交付すること。
- (10) 法第17条第4項の規定に基づき、工事完了の確認を行うこと。
- (11) 法第17条第5項の規定に基づき、確認済証を交付すること。
- (12) 法第18条第1項の規定に基づき、特定工程に係る工事の中間検査を行うこと。
- (13) 法第18条第2項の規定に基づき、中間検査合格証を交付すること。

- (14) 法第19条第1項の規定に基づき、定期の報告を受理すること。
- (15) 法第20条第1項の規定に基づき、許可を取り消すこと。
- (16) 法第20条第2項の規定に基づき、工事の施行の停止および災害防止措置をとることを命ずること。
- (17) 法第20条第3項の規定に基づき、土地の使用を禁止し、もしくは制限し、または災害防止措置をとることを命ずること。
- (18) 法第20条第4項の規定に基づき、工事の施行の停止および作業の停止を命ずること。
- (19) 法第20条第5項の規定に基づき、災害防止措置の全部または一部および公告を実施すること。
- (20) 法第20条第6項の規定に基づき、費用を徴収すること。
- (21) 法第24条第1項の規定に基づき、立入検査を行うこと。
- (22) 法第25条の規定に基づき、工事状況の報告を徴収すること。
- (23) 施行規則第88条の規定に基づき、法第12条第1項または第16条第1項の規定に適合していることを証する書面を交付すること。

（土木部建築住宅課関係）

1～8 （略）

9 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務

この項中建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）を「施行規則」という。

- (1) 法第7条の規定に基づき、建築主等に対し、必要な指導および助言をすること。
- (2) 法第11条第1項もしくは第2項または第12条第2項もしくは第3項の規定に基づき

（土木部建築住宅課関係）

1～8 （略）

9 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務

この項中建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）を「施行規則」という。

- (1) 法第8条の規定に基づき、建築主等に対し、必要な指導および助言をすること。
- (2) 法第12条第1項もしくは第2項または第13条第2項もしくは第3項の規定に基づき

、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うこと。

- (3) 法第13条第1項の規定に基づき、建築主に対し、違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずること。
- (4) 法第13条第2項の規定に基づき、国等の機関の長に対し、違反している旨を通知し、違反を是正するために必要な措置をとるべきことを要請すること。

(5) 法第15条第1項の規定に基づき、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、または職員に特定建築物もしくは特定建築物の工事現場に立ち入り、検査させること。

(6) 法第30条第1項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を行うこと。

(7) 法第32条の規定に基づき、認定建築主に対し建築物の新築等の状況に関し報告を求め
ること。

、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うこと。

- (3) 法第14条第1項の規定に基づき、建築主に対し、違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずること。
- (4) 法第14条第2項の規定に基づき、国等の機関の長に対し、違反している旨を通知し、違反を是正するために必要な措置をとるべきことを要請すること。
- (5) 法第15条第3項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能確保計画の写しを受理すること。
- (6) 法第16条第1項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出者に対し、計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示すること。
- (7) 法第16条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による指示を受けた者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (8) 法第16条第3項の規定に基づき、国等の機関の長に対し、特定建築物のエネルギー消費性能の確保のためとるべき措置について協議を求めること。

(9) 法第17条第1項の規定に基づき、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、または職員に特定建築物もしくは特定建築物の工事現場に立ち入り、検査させること。

(8) 法第33条の規定に基づき、認定建築主に対し改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。

(9) 法第34条の規定に基づき、法第30条第1項の認定を取り消すこと。

(10) 施行規則第13条の規定に基づき、法第11条第2項または第12条第3項の軽微な変更に該当していることを証する書面を交付すること。

(エネルギー環境部自然環境課関係)

(10) 法第19条第1項の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造および設備に関する計画の届出を受理すること。

(11) 法第20条第2項の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造および設備に関する計画の通知を受理すること。

(12) 法第21条第1項の規定に基づき、建築主等に対し、建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、または職員に建築物もしくは建築物の工事現場に立ち入り、検査させること。

(13) 法附則第3条第2項の規定に基づき、特定増改築に係る特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造および設備に関する計画の届出を受理すること。

(14) 法附則第3条第7項の規定に基づき、特定増改築に係る特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造および設備に関する計画の通知を受理すること。

(15) 法附則第3条第9項の規定に基づき、建築主等に対し、特定増改築に係る特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、または職員に特定建築物もしくは特定建築物の工事現場に立ち入り、検査させること。

(16) 施行規則第11条の規定に基づき、法第12条第2項または第13条第3項の軽微な変更に該当していることを証する書面を交付すること。

(エネルギー環境部自然環境課関係)

	1 (略) (略)
小浜土木事務所長および 港湾事務所長	(略)
(略)	(略)

別表第2の2 (第6条関係) 嶺南振興局長への個別委任事項

出先機関の長	委任事項
嶺南振興局長	<p>(略)</p> <p>(農林水産部流通販売課関係)</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>(農林水産部中山間農業・畜産課、農林水産部農地保全整備課および農林水産部森づくり課関係)</u></p> <p><u>1 宅地造成及び特定盛土等規制法 (以下この項中「法」という。)の施行に関する事務 (盛土、切土または土石の堆積の面積が1万平方メートル未満のものに限る。)</u></p> <p><u>この項中宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則を「施行規則」という。</u></p> <p><u>(1) 法第27条第1項の規定に基づき、特定盛土等または土石の堆積に関する工事の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(2) 法第27条第2項 (法第28条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、土地の所在地等の公表および関係市町長への通知をすること。</u></p> <p><u>(3) 法第27条第3項 (法第28条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、計画の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告すること。</u></p> <p><u>(4) 法第27条第4項 (法第28条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</u></p> <p><u>(5) 法第28条第1項の規定に基づき、特定盛土等または土石の堆積に関する工事の計画の変更の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(6) 法第30条第1項の規定に基づき、特定盛</u></p>

	1 (略) (略)
小浜土木事務所長および 港湾事務所長	(略)
(略)	(略)

別表第2の2 (第6条関係) 嶺南振興局長への個別委任事項

出先機関の長	委任事項
嶺南振興局長	<p>(略)</p> <p>(農林水産部流通販売課関係)</p> <p>1・2 (略)</p>

- 土等または土石の堆積に関する工事を許可すること。
- (7) 法第30条第3項（法第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、条件を付加すること。
- (8) 法第30条第4項（法第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、土地の所在地等の公表および関係市町長への通知をすること。
- (9) 法第33条第2項（法第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、許可証の交付または不許可の通知をすること。
- (10) 法第34条第1項（法第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、国等が行う特定盛土等または土石の堆積に関する工事の協議を受けること。
- (11) 法第35条第1項の規定に基づき、特定盛土等または土石の堆積に関する工事の計画の変更を許可すること。
- (12) 法第35条第2項の規定に基づき、軽微な変更の届出を受理すること。
- (13) 法第36条第1項の規定に基づき、工事完了の検査を行うこと。
- (14) 法第36条第2項の規定に基づき、検査済証を交付すること。
- (15) 法第36条第4項の規定に基づき、工事完了の確認を行うこと。
- (16) 法第36条第5項の規定に基づき、確認済証を交付すること。
- (17) 法第37条第1項の規定に基づき、特定工程に係る工事の中間検査を行うこと。
- (18) 法第37条第2項の規定に基づき、中間検査合格証を交付すること。
- (19) 法第38条第1項の規定に基づき、定期の報告を受理すること。
- (20) 法第39条第1項の規定に基づき、許可を

取り消すこと。

(21) 法第39条第2項の規定に基づき、工事の
施行の停止および災害防止措置をとることを
命ずること。

(22) 法第39条第3項の規定に基づき、土地の
使用を禁止し、もしくは制限し、または災害
防止措置をとることを命ずること。

(23) 法第39条第4項の規定に基づき、工事の
施行の停止および作業の停止を命ずること。

(24) 法第39条第5項の規定に基づき、災害防
止措置の全部または一部および公告を実施す
ること。

(25) 法第39条第6項の規定に基づき、費用を
徴収すること。

(26) 法第43条第1項の規定に基づき、立入検
査を行うこと。

(27) 法第44条第1項の規定に基づき、工事状
況の報告を徴収すること。

(28) 施行規則第88条の規定に基づき、法第3
0条第1項または法第35条第1項の規定に
適合していることを証する書面を交付するこ
と。

(農林水産部農村振興課関係)

1～3 (略)

(略)

(土木部港湾空港課関係)

1～7 (略)

(土木部都市計画課関係)

1～4 (略)

5 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下この項
中「法」という。）の施行に関する事務（盛土
、切土または土石の堆積の面積が1万平方メー
トル未満のものに限る。）

この項中宅地造成及び特定盛土等規制法施行
規則を「施行規則」という。

(1) 法第12条第1項の規定に基づき、宅地造
成等に関する工事を許可すること。

(農林水産部農村振興課関係)

1～3 (略)

(略)

(土木部港湾空港課関係)

1～7 (略)

(土木部都市計画課関係)

1～4 (略)

- (2) 法第12条第3項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、条件を付加すること。
- (3) 法第12条第4項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、土地の所在地等の公表および関係市町長への通知をすること。
- (4) 法第14条第2項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、許可証の交付または不許可の通知をすること。
- (5) 法第15条第1項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、国等が行う宅地造成等に関する工事の協議を受けること。
- (6) 法第16条第1項の規定に基づき、宅地造成等に関する工事の計画の変更を許可すること。
- (7) 法第16条第2項の規定に基づき、軽微な変更の届出を受理すること。
- (8) 法第17条第1項の規定に基づき、工事完了の検査を行うこと。
- (9) 法第17条第2項の規定に基づき、検査済証を交付すること。
- (10) 法第17条第4項の規定に基づき、工事完了の確認を行うこと。
- (11) 法第17条第5項の規定に基づき、確認済証を交付すること。
- (12) 法第18条第1項の規定に基づき、特定工程に係る工事の中間検査を行うこと。
- (13) 法第18条第2項の規定に基づき、中間検査合格証を交付すること。
- (14) 法第19条第1項の規定に基づき、定期の報告を受理すること。
- (15) 法第20条第1項の規定に基づき、許可を取り消すこと。
- (16) 法第20条第2項の規定に基づき、工事の

施行の停止および災害防止措置をとることを命ずること。

- (17) 法第20条第3項の規定に基づき、土地の使用を禁止し、もしくは制限し、または災害防止措置をとることを命ずること。
- (18) 法第20条第4項の規定に基づき、工事の施行の停止および作業の停止を命ずること。
- (19) 法第20条第5項の規定に基づき、災害防止措置の全部または一部および公告を実施すること。
- (20) 法第20条第6項の規定に基づき、費用を徴収すること。
- (21) 法第24条第1項の規定に基づき、立入検査を行うこと。
- (22) 法第25条の規定に基づき、工事状況の報告を徴収すること。
- (23) 施行規則第88条の規定に基づき、法第12条第1項または第16条第1項の規定に適合していることを証する書面を交付すること。

（土木部建築住宅課関係）

1～8 （略）

9 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項中「法」という。）の施行に関する事務

この項中建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則を「施行規則」という。

- (1) 法第7条の規定に基づき、建築主等に対し、必要な指導および助言をすること。
- (2) 法第11条第1項もしくは第2項または第12条第2項もしくは第3項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うこと。
- (3) 法第13条第1項の規定に基づき、建築主に対し、違反を是正するために必要な措置を

（土木部建築住宅課関係）

1～8 （略）

9 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項中「法」という。）の施行に関する事務

この項中建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則を「施行規則」という。

- (1) 法第8条の規定に基づき、建築主等に対し、必要な指導および助言をすること。
- (2) 法第12条第1項もしくは第2項または第13条第2項もしくは第3項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うこと。
- (3) 法第14条第1項の規定に基づき、建築主に対し、違反を是正するために必要な措置を

とるべきことを命ずること。

(4) 法第13条第2項の規定に基づき、国等の機関の長に対し、違反している旨を通知し、違反を是正するために必要な措置をとるべきことを要請すること。

(5) 法第15条第1項の規定に基づき、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、または職員に特定建築物もしくは特定建築物の工事現場に立ち入り、検査させること。

(6) 法第30条第1項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を行うこと。

(7) 法第32条の規定に基づき、認定建築主に対し建築物の新築等の状況に関し報告を求めること。

(8) 法第33条の規定に基づき、認定建築主に対し改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。

(9) 法第34条の規定に基づき、法第30条第

とるべきことを命ずること。

(4) 法第14条第2項の規定に基づき、国等の機関の長に対し、違反している旨を通知し、違反を是正するために必要な措置をとるべきことを要請すること。

(5) 法第15条第3項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能確保計画の写しを受理すること。

(6) 法第16条第1項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出者に対し、計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示すること。

(7) 法第16条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による指示を受けた者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずること。

(8) 法第16条第3項の規定に基づき、国等の機関の長に対し、特定建築物のエネルギー消費性能の確保のためとるべき措置について協議を求めること。

(9) 法第17条第1項の規定に基づき、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、または職員に特定建築物もしくは特定建築物の工事現場に立ち入り、検査させること。

	<p><u>1項の認定を取り消すこと。</u></p> <p>(10) <u>施行規則第13条の規定に基づき、法第11条第2項または第12条第3項の軽微な変更</u>に該当していることを証する書面を交付すること。</p>		<p>(10) <u>法第19条第1項の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造および設備に関する計画の届出を受理すること。</u></p> <p>—</p> <p>(11) <u>法第20条第2項の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造および設備に関する計画の通知を受理すること。</u></p> <p>—</p> <p>(12) <u>法第21条第1項の規定に基づき、建築主等に対し、建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、または職員に建築物もしくは建築物の工事現場に立ち入り、検査させること。</u></p> <p>(13) <u>法附則第3条第2項の規定に基づき、特定増改築に係る特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造および設備に関する計画の届出を受理すること。</u></p> <p>(14) <u>法附則第3条第7項の規定に基づき、特定増改築に係る特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造および設備に関する計画の通知を受理すること。</u></p> <p>(15) <u>法附則第3条第9項の規定に基づき、建築主等に対し、特定増改築に係る特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、または職員に特定建築物もしくは特定建築物の工事現場に立ち入り、検査させること。</u></p> <p>(16) <u>施行規則第11条の規定に基づき、法第12条第2項または第13条第3項の軽微な変更</u>に該当していることを証する書面を交付すること。</p>
--	--	--	---

(福井県職員倫理規則の一部改正)

第3条 福井県職員倫理規則(令和元年福井県規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

別表第1（第6条、第11条関係）

本庁	危機管理監、部長（総務部長を除く。）、 <u>首都圏統括監、DX推進監、新幹線・交通まちづくり局長、文化・スポーツ局長、健康医療局長、感染症対策監、会計管理者、知事公室長、会計局長および部の事務を総括する副部長</u> 上記以外の職員	倫理監督責任者
出先機関	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

備考

1～4 (略)

別表第1（第6条、第11条関係）

本庁	危機管理監、部長（総務部長を除く。）、 <u>DX推進監、新幹線・交通まちづくり局長、文化・スポーツ局長、健康医療局長、感染症対策監、会計管理者、知事公室長、会計局長および部の事務を総括する副部長</u> 上記以外の職員	倫理監督責任者
出先機関	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

備考

1～4 (略)

（福井県流域下水道事業財務規則の一部改正）

第4条 福井県流域下水道事業財務規則（令和2年福井県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（企業出納員） 第2条 (略)</p> <p>2 企業出納員は、河川課においては<u>上下水道室長（以下「室長」という。）</u>および課長補佐の職にある者を、三国土木事務所においては三国土木事務所長および事務を掌理する次長（以下「次長（事務）」という。）の職にある者をもって充てる。ただし、三国土木事務所長および次長（事務）がつかさどる事務は、三国土木事務所における流域下水道事業に係る収入の調定および支出負担行為に関する確認ならびに物品の出納および保管に関する事務に限るものとする。</p> <p>3 課長補佐または次長（事務）の職にある企業出納員は、<u>室長</u>または三国土木事務所長の職にある企業出納員に事故がある場合もしくは<u>室長</u>または三国土木事務所長の職にある企業出納員が不在の場合にその職務を行う。</p> <p>4 <u>室長</u>または課長補佐および三国土木事務所長または次長（事務）の職にある企業出納員に事故がある場合は、知事が指定する職員がその職務を行う。</p>	<p>（企業出納員） 第2条 (略)</p> <p>2 企業出納員は、河川課においては<u>流域下水道事業の事務を掌理する参事（以下「参事」という。）</u>および課長補佐の職にある者を、三国土木事務所においては三国土木事務所長および事務を掌理する次長（以下「次長（事務）」という。）の職にある者をもって充てる。ただし、三国土木事務所長および次長（事務）がつかさどる事務は、三国土木事務所における流域下水道事業に係る収入の調定および支出負担行為に関する確認ならびに物品の出納および保管に関する事務に限るものとする。</p> <p>3 課長補佐または次長（事務）の職にある企業出納員は、<u>参事</u>または三国土木事務所長の職にある企業出納員に事故がある場合もしくは<u>参事</u>または三国土木事務所長の職にある企業出納員が不在の場合にその職務を行う。</p> <p>4 <u>参事</u>または課長補佐および三国土木事務所長または次長（事務）の職にある企業出納員に事故がある場合は、知事が指定する職員がその職務を行う。</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、同表土木部都市計画課関係の款に1項を加える改正規定および同表土木事務所長（敦賀土木事務所長および小浜土木事務所長を除く。）の部土木部都市計画課関係の款に1項を加える改正規定ならびに別表第2の2嶺南振興局長の部に1款を加える改正規定および同表土木部都市計画課関係の款に1項を加える改正規定は、令和7年6月30日から施行する。

告 示

福井県告示第133号

福井県財務規則の適用を受けるかいの名称および位置の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月31日

福井県知事 杉本 達治

福井県財務規則の適用を受けるかいの名称および位置の一部を改正する告示

福井県財務規則の適用を受けるかいの名称および位置（昭和55年福井県告示第300号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
名称 (略)	位置 (略)	名称 (略)	位置 (略)
名古屋事務所	(略)	名古屋事務所	(略)
京都事務所	<u>京都市下京区四条通室町東入函谷鉦町</u>	京都事務所	<u>京都市中京区烏丸通蛸薬師下ル手洗水町</u>
大阪事務所	(略)	大阪事務所	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この告示は、令和7年4月14日から施行する。

福井県告示第134号

公共工事の入札および契約に係る公表事項の閲覧に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月31日

福井県知事 杉本 達治

公共工事の入札および契約に係る公表事項の閲覧に関する規程の一部を改正する告示

公共工事の入札および契約に係る公表事項の閲覧に関する規程（平成13年福井県告示第367号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係） 1～3 (略)		別表（第2条関係） 1～3 (略)	
4 交流文化部関係		4 交流文化部関係	
名称	位置	名称	位置
福井県交流文化部 <u>観光政策課</u>	福井市	福井県交流文化部 <u>観光誘客課</u>	福井市
福井県交流文化部インバウンド交流課	福井市		

福井県恐竜博物館	(略)
(略)	(略)

5・6 (略)

7 産業労働部関係

名称	位置
福井県産業労働部産業技術課	(略)
福井県立福井産業技術専門学校	(略)
(略)	(略)

8～13 (略)

福井県恐竜博物館	(略)
(略)	(略)

5・6 (略)

7 産業労働部関係

名称	位置
福井県産業労働部産業技術課	(略)
福井県産業労働部国際経済課	福井市
福井県立福井産業技術専門学校	(略)
(略)	(略)

8～13 (略)

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

訓 令

福井県訓令第13号

庁中一般
各出先機関

福井県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

福井県知事 杉本 達治

福井県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令
(福井県職員服務規程の一部改正)

第1条 福井県職員服務規程(昭和39年福井県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 所属長 次の表の右欄に掲げる者にあつては、同表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる者をいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 33%;">本庁</td> <td style="width: 33%;">副知事</td> <td style="width: 33%;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総務部長</td> <td>部長(総務部長を除く。)</td> </tr> </table>	本庁	副知事	(略)		総務部長	部長(総務部長を除く。)	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 所属長 次の表の右欄に掲げる者にあつては、同表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる者をいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 33%;">本庁</td> <td style="width: 33%;">副知事</td> <td style="width: 33%;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総務部長</td> <td>部長(総務部長を除く。)</td> </tr> </table>	本庁	副知事	(略)		総務部長	部長(総務部長を除く。)
本庁	副知事	(略)											
	総務部長	部長(総務部長を除く。)											
本庁	副知事	(略)											
	総務部長	部長(総務部長を除く。)											

)、首都圏統括監、DX推進監、新幹線・交通まちづくり局長、文化・スポーツ局長、健康医療局長および感染症対策監
	部長	(略)
	(略)	(略)
嶺南振興局（嶺南振興局の出先機関を除く。）	(略)	(略)
	局長	副局長、危機管理幹、若狭企画振興室長、嶺南プロジェクト推進室長、 <u>若狭湾サイクリングルート推進室長</u> 、二州企画振興室長および部長
	若狭企画振興室長、嶺南プロジェクト推進室長、 <u>若狭湾サイクリングルート推進室長</u> 、二州企画振興室長または部長	上記以外の職員
上記以外の出先機関（嶺南振興局の出先機関を含む。）	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(勤務時間)

第11条 (略)

2 (略)

3 職員の勤務条件の特殊事情により、前2項の規定により難しいものについては、所属長が知事の承認を得て定めることができる。ただし、職員に早出遅出勤務（福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年福井県条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第2項または第4条の規定により勤務時間が割り振られた日に別表の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の第2欄および第3欄に掲げる勤務時間等を割り振る勤務をいう。以下同じ。）およびフレックスタイム制勤務（勤務時間条例第3条第3項の規定により勤務時間を割り振る勤務をいう。）をさせる場合にあっては、承認を得ることを要しない

)、DX推進監、新幹線・交通まちづくり局長、文化・スポーツ局長、健康医療局長および感染症対策監
	部長	(略)
	(略)	(略)
嶺南振興局（嶺南振興局の出先機関を除く。）	(略)	(略)
	局長	副局長、危機管理幹、若狭企画振興室長、嶺南プロジェクト推進室長、二州企画振興室長および部長
	若狭企画振興室長、嶺南プロジェクト推進室長、二州企画振興室長または部長	上記以外の職員
上記以外の出先機関（嶺南振興局の出先機関を含む。）	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(勤務時間)

第11条 (略)

2 (略)

3 職員の勤務条件の特殊事情により、前2項の規定により難しいものについては、所属長が知事の承認を得て定めることができる。ただし、職員に早出遅出勤務（福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年福井県条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第2項または第4条の規定により勤務時間が割り振られた日に別表の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の第2欄および第3欄に掲げる勤務時間等を割り振る勤務をいう。以下同じ。）およびフレックスタイム制勤務（勤務時間条例第3条第3項および第4項の規定により勤務時間を割り振る勤務をいう。）をさせる場合にあっては、承認を得るこ

。 4 (略)

とを要しない。 4 (略)

(福井県事務決裁規程の一部改正)

第2条 福井県事務決裁規程(昭和50年福井県訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別表第9項中「定住交流課」を「定住促進課」に改め、同表備考第10号中「産業労働部国際経済課の課内室」を「交流文化部インバウンド交流課の奥越旅券室、丹南旅券室、二州旅券室および若狭旅券室」に、「当該課内室」を「これらの室」に改める。

(福井県出先機関事務決裁規程の一部改正)

第3条 福井県出先機関事務決裁規程(昭和50年福井県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(長および事務局長等の専決事項)			(長および事務局長等の専決事項)		
第3条 (略)			第3条 (略)		
2~5 (略)			2~5 (略)		
6 下に掲げる契約(福井県財務規則第4条第5項第4号に規定する電子契約によるものに限る。)に関する事務については、嶺南振興局においては別表第1の3、丹南土木事務所においては別表第1の4の規定を準用する。この場合において、別表第1の3中「局長の決裁を受けなければならない事項」とあるのは「局長の専決事項」と読み替えるものとする。					
(1) 契約書(契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)の作成に関すること					
(2) 福井県財務規則第23条第1項および第28条に規定する執行伺書により決裁済に係る支出負担行為(福井県財務規則第23条第2項に規定する支出負担行為兼支出命令書を使用することとなるものを除く。)の決裁に関すること。					
(3) 単価契約に基づく執行伺の決裁に関すること。					
別表第1(第3条関係)出先機関の長の専決事項			別表第1(第3条関係)出先機関の長の専決事項		
出先機関名	項	長の専決事項	出先機関名	項	長の専決事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
健康福祉センター	(略)	(略)	健康福祉センター	(略)	(略)
保健所	1	(健康福祉部地域福祉課関係) (略)	保健所	1	(健康福祉部地域福祉課関係) (略)
	1	(健康福祉部健康医療局地域医療課関係) 医療法(昭和23年法律第205号)の施行に関する事務		1	(健康福祉部健康医療局地域医療課関係) 医療法(昭和23年法律第205号)の施行に関する事務

		<p>この項中、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）を「規則」という。</p> <p>(1) エックス線装置に係る届出の受理に関すること（<u>第24条の2、第29条第1項</u>）。</p> <p>(2) <u>診療用高エネルギー放射線発生装置に係る届出の受理に関すること（規則第24条、第25条、第29条第1項・第2項）。</u></p> <p>(3) <u>診療用粒子線照射装置に係る届出の受理に関すること（規則第24条、第25条の2、第29条第1項・第2項）。</u></p> <p>(4) <u>診療用放射線照射装置に係る届出の受理に関すること（規則第24条、第26条、第29条第1項・第2項）。</u></p> <p>(5) <u>診療用放射線照射器具に係る届出の受理に関すること（規則第24条、第27条第1項・第2項・第3項、第29条第1項・第2項）。</u></p> <p>(6) <u>放射性同位元素装備診療機器に係る届出の受理に関すること（規則第24条、第27条の2、第29条第1項・第2項）。</u></p> <p>(7) <u>診療用放射性同位元素または陽電子断層撮影診療用放射性同位元素に係る届出の受理に関すること（規則第24条、第28条第1項・第2項、第29条第2項・第3項、第30条の24）。</u></p> <p>(略)</p> <p>(健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課関係)</p> <p>(略)</p>		<p>この項中、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）を「規則」という。</p> <p>(1) エックス線装置に係る届出の受理に関すること（<u>規則第24条、第28条第1項・第2項</u>）。</p> <p>(略)</p> <p>(健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課関係)</p> <p>(略)</p>
	2～4			2～4
	1～7			1～7
計量検定所		(略)		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
嶺南振興局、農林総合事務所、越前漁港事務所、土木事務所、ダム建設		(略)		(略)

事務所、港湾事務所および福井空港事務所		
すべてのかい	1	契約の執行に関する事務（かい長委任に係るものを除く。） この項中福井県財務規則を「規則」という。 (1)～(13) (略) <u>(14) 規則第4条第5項に規定する電子契約による単価契約に基づく執行伺の決裁に関すること。</u>
すべての出先機関	(略)	(略)

別表第1の2（第3条関係）

出先機関名	項	長の専決事項
敦賀土木事務所、小浜土木事務所または敦賀港湾事務所	1～25	(略)
	26～29	(略) (土木部都市計画課関係)
	30～37	(略) (土木部建築住宅課関係)
	38	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務 この項中建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）を「施行規則」という。 1 法第7条の規定に基づき、建築主等に対し、必要な指導および助言をすること。 2 <u>法第11条第1項もしくは第2項または第12条第2項もしくは第3項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うこと。</u> 3 <u>法第13条第1項の規定に基づき、建築主に対し、違反を是正するために</u>

事務所、港湾事務所および福井空港事務所		
すべてのかい	1	契約の執行に関する事務（かい長委任に係るものを除く。） この項中福井県財務規則を「規則」という。 (1)～(13) (略)
すべての出先機関	(略)	(略)

別表第1の2（第3条関係）

出先機関名	項	長の専決事項
敦賀土木事務所、小浜土木事務所または敦賀港湾事務所	1～25	(略)
	26～29	(略) (土木部都市計画課関係)
	30～37	(略) (土木部建築住宅課関係)
	38	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務 この項中建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）を「施行規則」という。 1 法第8条の規定に基づき、建築主等に対し、必要な指導および助言をすること。 2 <u>法第12条第1項もしくは第2項または第13条第2項もしくは第3項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うこと。</u> 3 <u>法第14条第1項の規定に基づき、建築主に対し、違反を是正するために</u>

必要な措置をとるべきことを命ずること。

4 法第13条第2項の規定に基づき、国等の機関の長に対し、違反している旨を通知し、違反を是正するために必要な措置をとるべきことを要請すること。

5 法第15条第1項の規定に基づき、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、または職員に特定建築物もしくは特定建築物の工事現場に立ち入り、検査させること。

6 法第30条第1項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を行うこと。

7 法第32条の規定に基づき、認定建築主に対し建築物の新築等の状況に関し報告を求めること。

8 法第33条の規定に基づき、認定建

必要な措置をとるべきことを命ずること。

4 法第14条第2項の規定に基づき、国等の機関の長に対し、違反している旨を通知し、違反を是正するために必要な措置をとるべきことを要請すること。

5 法第15条第3項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能確保計画の写しを受理すること。

6 法第16条第1項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出者に対し、計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示すること

7 法第16条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による指示を受けた者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずること。

8 法第16条第3項の規定に基づき、国等の機関の長に対し、特定建築物のエネルギー消費性能の確保のためとるべき措置について協議を求めること。

9 法第17条第1項の規定に基づき、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、または職員に特定建築物もしくは特定建築物の工事現場に立ち入り、検査させること。

築主に対し改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。

9 法第34条の規定に基づき、法第30条第1項の認定を取り消すこと。

10 施行規則第13条の規定に基づき、法第11条第2項または第12条第

10 法第19条第1項の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造および設備に関する計画の届出を受理すること。

11 法第20条第2項の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造および設備に関する計画の通知を受理すること。

12 法第21条第1項の規定に基づき、建築主等に対し、建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、または職員に建築物もしくは建築物の工事現場に立ち入り、検査させること。

13 法附則第3条第2項の規定に基づき、特定増改築に係る特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造および設備に関する計画の届出を受理すること。

14 法附則第3条第7項の規定に基づき、特定増改築に係る特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造および設備に関する計画の通知を受理すること。

15 法附則第3条第9項の規定に基づき、建築主等に対し、特定増改築に係る特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、または職員に特定建築物もしくは特定建築物の工事現場に立ち入り、検査させること。

16 施行規則第11条の規定に基づき、法第12条第2項または第13条第

		3項の軽微な変更 _{に該当していることを証する書面を交付すること。} (略) (産業労働部産業技術課関係)			3項の軽微な変更 _{に該当していることを証する書面を交付すること。} (略) (産業労働部産業技術課関係)
	39			39	
	40	(略)		40	(略)

第4条 福井県出先機関事務決裁規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1の2 (第3条関係)			別表第1の2 (第3条関係)		
出先機関名	項	長の専決事項	出先機関名	項	長の専決事項
敦賀土木事務所、 小浜土木事務所ま たは敦賀港湾事務 所	1～18	(略)	敦賀土木事務所、 小浜土木事務所ま たは敦賀港湾事務 所	1～18	(略)
	19～25	(略) (土木部港湾空港課関係)		19～25	(略) (土木部港湾空港課関係)
	26～29	(略) (土木部都市計画課関係)		26～29	(略) (土木部都市計画課関係)
	<u>30</u>	<u>宅地造成及び特定盛土等規制法（以下この項中「法」という。）の施行に関する事務（盛土、切土または土石の堆積の面積が1万平方メートル未満のものに限る。）</u> <u>この項中宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）を「施行規則」という。</u> <u>1 法第12条第1項の規定に基づき、宅地造成等に関する工事を許可すること。</u> <u>2 法第12条第3項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、条件を付加すること。</u> <u>3 法第12条第4項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、土地の所在地等の公表および関係市町長への通知をすること</u> <u>。</u> <u>4 法第14条第2項（法第16条第3</u>			

項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、許可証の交付または不許可の通知をすること。

5 法第15条第1項(法第16条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、国等が行う宅地造成等に関する工事の協議を受けること。

6 法第16条第1項の規定に基づき、宅地造成等に関する工事の計画の変更を許可すること。

7 法第16条第2項の規定に基づき、軽微な変更の届出を受理すること。

8 法第17条第1項の規定に基づき、工事完了の検査を行うこと。

9 法第17条第2項の規定に基づき、検査済証を交付すること。

10 法第17条第4項の規定に基づき、工事完了の確認を行うこと。

11 法第17条第5項の規定に基づき、確認済証を交付すること。

12 法第18条第1項の規定に基づき、特定工程に係る工事の中間検査を行うこと。

13 法第18条第2項の規定に基づき、中間検査合格証を交付すること。

14 法第19条第1項の規定に基づき、定期の報告を受理すること。

15 法第20条第1項の規定に基づき、許可を取り消すこと。

16 法第20条第2項の規定に基づき、工事の施行の停止および災害防止措置をとることを命ずること。

17 法第20条第3項の規定に基づき、土地の使用を禁止し、もしくは制限し、または災害防止措置をとることを命ずること。

18 法第20条第4項の規定に基づき

		、 <u>工事の施行の停止および作業の停止を命ずること。</u>			
		<u>19 法第20条第5項の規定に基づき</u>			
		、 <u>災害防止措置の全部または一部および公告を実施すること。</u>			
		<u>20 法第20条第6項の規定に基づき</u>			
		、 <u>費用を徴収すること。</u>			
		<u>21 法第24条第1項の規定に基づき</u>			
		、 <u>立入検査を行うこと。</u>			
		<u>22 法第25条の規定に基づき、工事</u>			
		<u>状況の報告を徴収すること。</u>			
		<u>23 施行規則第88条の規定に基づき</u>			
		、 <u>法第12条第1項または第16条第1項の規定に適合していることを証する書面を交付すること。</u>			
		(土木部建築住宅課関係)			(土木部建築住宅課関係)
	<u>31</u>	(略)		<u>30</u>	(略)
	<u>32</u>	(略)		<u>31</u>	(略)
	<u>33</u>	(略)		<u>32</u>	(略)
	<u>34</u>	(略)		<u>33</u>	(略)
	<u>35</u>	(略)		<u>34</u>	(略)
	<u>36</u>	(略)		<u>35</u>	(略)
	<u>37</u>	(略)		<u>36</u>	(略)
	<u>38</u>	(略)		<u>37</u>	(略)
	<u>39</u>	(略)		<u>38</u>	(略)
	<u>40</u>	(略)		<u>39</u>	(略)
		(産業労働部産業技術課関係)			(産業労働部産業技術課関係)
	<u>41</u>	(略)		<u>40</u>	(略)

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、令和7年6月30日から施行する。

教育委員会規則

福井県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

福井県教育委員会

福井県教育委員会規則第7号

福井県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

福井県教育委員会行政組織規則（昭和46年福井県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前																																																			
(課および室の設置) 第7条 (略) <u>2 教育政策課に教育DX推進室を置く。</u> 3 (略) (各課および各室の分掌事務) 第8条 各課および各室の分掌事務は、次表のとおりとする。		(課および室の設置) 第7条 (略) 2 (略) (各課および各室の分掌事務) 第8条 各課および各室の分掌事務は、次表のとおりとする。																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>課名および室名</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育政策課</td> <td>1～29 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>30 (略)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>31 (略)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>32 (略)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>33 (略)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>34 (略)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>35 (略)</u></td> </tr> <tr> <td>教育DX推進室</td> <td><u>1 学校教育におけるデジタル・トランスフォーメーションの企画、総合調整および推進に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>2 県立学校における学習者用端末の整備に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>3 市町立学校における学習者用端末の整備への支援に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>4 県立学校および市町立学校における情報通信技術の活用に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>5 ICT教育サポートセンターに関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>教職員課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	課名および室名	分掌事務	教育政策課	1～29 (略)		<u>30 (略)</u>		<u>31 (略)</u>		<u>32 (略)</u>		<u>33 (略)</u>		<u>34 (略)</u>		<u>35 (略)</u>	教育DX推進室	<u>1 学校教育におけるデジタル・トランスフォーメーションの企画、総合調整および推進に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。</u>		<u>2 県立学校における学習者用端末の整備に関すること。</u>		<u>3 市町立学校における学習者用端末の整備への支援に関すること。</u>		<u>4 県立学校および市町立学校における情報通信技術の活用に関すること。</u>		<u>5 ICT教育サポートセンターに関すること。</u>	教職員課	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課名および室名</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育政策課</td> <td>1～29 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>30 学校教育における情報通信技術の活用に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>31 (略)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>32 (略)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>33 (略)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>34 (略)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>35 (略)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>36 (略)</u></td> </tr> <tr> <td>教職員課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	課名および室名	分掌事務	教育政策課	1～29 (略)		<u>30 学校教育における情報通信技術の活用に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。</u>		<u>31 (略)</u>		<u>32 (略)</u>		<u>33 (略)</u>		<u>34 (略)</u>		<u>35 (略)</u>		<u>36 (略)</u>	教職員課	(略)	(略)	(略)
課名および室名	分掌事務																																																				
教育政策課	1～29 (略)																																																				
	<u>30 (略)</u>																																																				
	<u>31 (略)</u>																																																				
	<u>32 (略)</u>																																																				
	<u>33 (略)</u>																																																				
	<u>34 (略)</u>																																																				
	<u>35 (略)</u>																																																				
教育DX推進室	<u>1 学校教育におけるデジタル・トランスフォーメーションの企画、総合調整および推進に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。</u>																																																				
	<u>2 県立学校における学習者用端末の整備に関すること。</u>																																																				
	<u>3 市町立学校における学習者用端末の整備への支援に関すること。</u>																																																				
	<u>4 県立学校および市町立学校における情報通信技術の活用に関すること。</u>																																																				
	<u>5 ICT教育サポートセンターに関すること。</u>																																																				
教職員課	(略)																																																				
(略)	(略)																																																				
課名および室名	分掌事務																																																				
教育政策課	1～29 (略)																																																				
	<u>30 学校教育における情報通信技術の活用に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。</u>																																																				
	<u>31 (略)</u>																																																				
	<u>32 (略)</u>																																																				
	<u>33 (略)</u>																																																				
	<u>34 (略)</u>																																																				
	<u>35 (略)</u>																																																				
	<u>36 (略)</u>																																																				
教職員課	(略)																																																				
(略)	(略)																																																				

(教育総合研究所各課等の分掌事務等)

第21条 福井県教育総合研究所(以下「教育総合研究所」という。)の室、課および教育博物館の分掌事務は、次表のとおりとする。

室等名	分掌事務
(略)	(略)
理科教育課	(略)
新教育課題研究課	1 (略)
教員研修課	(略)
(略)	(略)

2 (略)

(職員の職およびその職務)

第27条 (略)

2 (略)

3 第1項に定める職のほか、委員会が必要と認めるときは、次表の左欄に掲げる職を置き、当該右欄に掲げる職務を行わせる。

職名	職務
政策参事	<u>上司の命を受け、特に命じられた政策の企画および調整に関する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。</u>
参事	(略)
(略)	(略)

4 第1項および前項に定めるもののほか、これらの項の表の左欄に掲げる職を置き、上司の命を受け、教育長が命ずる特定事務を行わせることができる。

(職員の職およびその職務)

第32条 政令第6条の規定により、県立学校以外の教育機関に次表の左欄に掲げる職を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる職務を行う。

機関名	職名	職務
(略)	(略)	(略)
特別支援教育センター	(略)	(略)
図書館	(略)	(略)

(教育総合研究所各課等の分掌事務等)

第21条 福井県教育総合研究所(以下「教育総合研究所」という。)の室、課および教育博物館の分掌事務は、次表のとおりとする。

室等名	分掌事務
(略)	(略)
理科教育課	(略)
新教育課題研究課	1 (略) 2 <u>ICT教育サポートセンターに関すること。</u>
教員研修課	(略)
(略)	(略)

2 (略)

(職員の職およびその職務)

第27条 (略)

2 (略)

3 第1項に定める職のほか、委員会が必要と認めるときは、次表の左欄に掲げる職を置き、当該右欄に掲げる職務を行わせる。

職名	職務
副部長(高校教育)	<u>高校教育に関する重要事項について教育長を補佐するとともに、特に命じられた高度の教育事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u>
政策参事	<u>上司の命を受け、特に命じられた政策の企画および調整に関する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。</u>
参事	(略)
(略)	(略)

(職員の職およびその職務)

第32条 政令第6条の規定により、県立学校以外の教育機関に次表の左欄に掲げる職を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる職務を行う。

機関名	職名	職務
(略)	(略)	(略)
特別支援教育センター	(略)	(略)
図書館	(略)	(略)

	ふるさと文学館長	(略)		ふるさと文学館長	(略)
	総括司書	館長を補佐するとともに、上司の命を受け、図書館法に規定する専門的事項を総括する。		副館長(利用促進)	館長を補佐するとともに、上司の命を受け、図書館法に規定する専門的事項を総括する。
	総括司書(郷土資料)	上司の命を受け、郷土資料に関する事務を総括する。			
	子ども読書推進室長	(略)		子ども読書推進室長	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
こども歴史文化館	(略)	(略)	こども歴史文化館	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

教育委員会教育長訓令

福井県教育委員会教育長訓令第1号

各出先機関

各教育機関

福井県教育委員会出先機関等事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

福井県教育委員会 委員長 藤丸 伸和

福井県教育委員会出先機関等事務決裁規程の一部を改正する訓令

福井県教育委員会出先機関等事務決裁規程(平成2年福井県教育委員会教育長訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(代決) 第7条 決裁権者が不在のときは、次の表に定めるところにより代決をすることができる。			(代決) 第7条 決裁権者が不在のときは、次の表に定めるところにより代決をすることができる。		
	代決をすることができる者			代決をすることができる者	
決裁権者の区分	決裁権者が不在のとき。	決裁権者および左欄に掲げる者がともに不在で、かつ、緊急やむを得ないとき。	決裁権者の区分	決裁権者が不在のとき。	決裁権者および左欄に掲げる者がともに不在で、かつ、緊急やむを得ないとき。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
教育総合	(略)	(略)	教育総合	(略)	(略)

研究所長			研究所長		
図書館長	若狭図書館学習センター所長	当該事務（予算を伴う事務を除く。）を所掌する総括司書	図書館長	若狭図書館学習センター所長	当該事務（予算を伴う事務を除く。）を所掌する副館長（利用促進）
2	（略）		2	（略）	

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

人事委員会規則

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第22号

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則（昭和32年福井県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																				
<p>別表第1（第2条関係） 給料表の適用範囲表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>給料表の種類</th> <th>適用する機関</th> <th>適用する職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>研究職給料表</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(1)</td> <td>健康福祉部（本庁の部長の職に限る。）、健康福祉部健康医療局地域医療課、健康福祉センター、総合福祉相談所、こども療育センター、県立病院</td> <td>左欄の機関に勤務する職員のうち、医療業務または公衆衛生業務に従事する医師および歯科医師</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(2)</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	給料表の種類	適用する機関	適用する職員	（略）	（略）	（略）	研究職給料表	（略）	（略）	医療職給料表(1)	健康福祉部（本庁の部長の職に限る。）、健康福祉部健康医療局地域医療課、健康福祉センター、総合福祉相談所、こども療育センター、県立病院	左欄の機関に勤務する職員のうち、医療業務または公衆衛生業務に従事する医師および歯科医師	医療職給料表(2)	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	<p>別表第1（第2条関係） 給料表の適用範囲表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>給料表の種類</th> <th>適用する機関</th> <th>適用する職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>研究職給料表</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(1)</td> <td>健康福祉部健康医療局（健康医療局長を置く場合に限る。）、健康福祉部健康医療局地域医療課、健康福祉センター、総合福祉相談所、こども療育センター、県立病院</td> <td>左欄の機関に勤務する職員のうち、医療業務または公衆衛生業務に従事する医師および歯科医師</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(2)</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	給料表の種類	適用する機関	適用する職員	（略）	（略）	（略）	研究職給料表	（略）	（略）	医療職給料表(1)	健康福祉部健康医療局（健康医療局長を置く場合に限る。）、健康福祉部健康医療局地域医療課、健康福祉センター、総合福祉相談所、こども療育センター、県立病院	左欄の機関に勤務する職員のうち、医療業務または公衆衛生業務に従事する医師および歯科医師	医療職給料表(2)	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
給料表の種類	適用する機関	適用する職員																																			
（略）	（略）	（略）																																			
研究職給料表	（略）	（略）																																			
医療職給料表(1)	健康福祉部（本庁の部長の職に限る。）、健康福祉部健康医療局地域医療課、健康福祉センター、総合福祉相談所、こども療育センター、県立病院	左欄の機関に勤務する職員のうち、医療業務または公衆衛生業務に従事する医師および歯科医師																																			
医療職給料表(2)	（略）	（略）																																			
（略）	（略）	（略）																																			
給料表の種類	適用する機関	適用する職員																																			
（略）	（略）	（略）																																			
研究職給料表	（略）	（略）																																			
医療職給料表(1)	健康福祉部健康医療局（健康医療局長を置く場合に限る。）、健康福祉部健康医療局地域医療課、健康福祉センター、総合福祉相談所、こども療育センター、県立病院	左欄の機関に勤務する職員のうち、医療業務または公衆衛生業務に従事する医師および歯科医師																																			
医療職給料表(2)	（略）	（略）																																			
（略）	（略）	（略）																																			

別表第 1 1 知事の事務部局の部本庁の項中

危機管理 監 部長 会計管理 者	理事 新幹線・ 交通まち づくり局 長 文化・ス ポーツ局 長 健康医療 局長 知事公室 長 副部長 新幹線・ 交通まち づくり局 副局長 会計局長
------------------------------	---

を

危機管理 監 部長	理事 首都圏統 括監 新幹線・ 交通まち づくり局 長 文化・ス ポーツ局 長 健康医療 局長 知事公室 長 副部長 新幹線・ 交通まち づくり局 副局長 会計管理 者 会計局長
-----------------	--

に改め、同部嶺南振興局の項中

若狭企画振興室長	政策参事 嶺南プロジェクト推進室長
税務部長	農業経営支援部長
農業経営支援部長	林業水産部長
林業水産部長	二州企画振興室長
二州企画振興室長	二州農林部長

若狭企画振興室長	政策参事 嶺南プロジェクト推進室長
若狭湾サイクリングルート推進室長	二州農林部技術経営支援課長
嶺南振興局室長（若狭湾観光連盟）	二州農林部農村整備課長
税務部長	参事
農業経営支援部長	
林業水産部長	
二州企画振興室長	
二州農林部長	

に改め、同部消防学校の項中「校長」を「校長」に改め、同部歴

史博物館の項中「総括学芸員」を「副館長（調査研究）」に改め、同部若狭歴史博物館の項中「館長」を「館長 副館長」に改め、同部一

乗谷朝倉氏遺跡博物館の項中「副館長 副館長（調査研究）」を「副館長（調査研究） 副館長」に改め、同部福井健康福祉センターの項中「医幹」を

「医幹 次長（環境衛生）」に改め、同部坂井健康福祉センターの項中「次長」を「次長（環境衛生）」に改め、同部奥越健康福祉センターの項中「次長」を

「次長（福祉保健）」

に改め、同部嶺南振興局二州健康福祉センターの項中

「次長」

を

「次長（福祉保健）
次長（環境衛生）」

に改め、同部嶺南振興局若狭健康福祉センターの項中

「次長」

を

「次長（環境衛生）」

に改め、同部総合福祉相談所の項中

「所長
次長」

を

「所長 次長」

に改め、同部児童・女性相談所

の項中

「次長」

を

「次長
次長（相談支援）」

に改め、同部県立病院の項中

事務局長	課長	参事
事務局次長	薬剤部次長	看護部次長
センター長	看護部長	看護部次長（病棟）
医療技術部長		看護部次長（外来）
医療安全管理室長		看護部次長（教育）
医療情報管理室長		検査室長
薬剤部長		放射線室長
		リハビリテーション室長
		栄養管理室長
		利用環境サービス室長
		センター次長

を

事務局長 事務局次 長 センター 長 医療技術 部長 医療安全 管理室長 医療情報 管理室長 看護部長	課長 薬剤部長	参事 薬剤部次 長 看護部次 長 看護部次 長（病棟 ） 看護部次 長（外来 ） 看護部次 長（教育 ） 検査室長 放射線室 長 リハビリ テーショ ン室長 栄養管理 室長 利用環境 サービス 室長 センター 次長
--	------------	---

に改め、同部敦賀産業技術専門学院の項中

学院長	副学院長
-----	------

を

学院長	
-----	--

に改め、同部家畜保

健衛生所の項中

」

所長	
----	--

を

所長	次長
----	----

に改め、同部水産試験場の項中

場長 部長	
----------	--

を

「

場長	部長
----	----

」に改め、同部海洋資源研究センターの項中「

所長	
----	--

」を「

	所長
--	----

」に改め、同部総合グリーンセンタ

一の項中「

緑化・花 づくり推 進部長 林業試験 部長

」を「

林業試験 部長

」に改め、同表教育庁の部本庁の項中「

参与	学校教育 監 副部長
----	------------------

」を「

	学校教育 監 副部長
--	------------------

」に改め、同表学校以外

の教育機関の部教育総合研究所の項中「

	副所長	所長 教育博物 館長 センター 長
--	-----	-------------------------------

」を「

所長	副所長 副所長（ 研究・研 修）	教育博物 館長 センター 長
----	---------------------------	-------------------------

」に改め、同部図書館の項中

「

文書館副 館長 子ども読 書推進室 長

」を「

文書館副 館長 総括司書 総括司書 （郷土資 料）
--

」に改め、同部子ども歴史文化館の項中「

館長	副館長
----	-----

」を「

館長 副館長	
-----------	--

」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

給料の調整額の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第23号

給料の調整額の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額の支給に関する規則（昭和32年福井県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1 適用区分表（第2条関係）			別表第1 適用区分表（第2条関係）		
勤務箇所	職員		勤務箇所	職員	
本庁	(1)~(4) (略)	(略)	本庁	(1)~(4) (略)	(略)

	(5) 人財発掘ディレクターの業務に従事することを本務とする職員	3		(5) 人財発掘ディレクターの業務に従事することを本務とする職員	1
	(6) こども応援ディレクターの業務に従事することを本務とする職員	3		(6) こども応援ディレクターの業務に従事することを本務とする職員	1
	(7) 教職魅力発信ディレクターの業務に従事することを本務とする職員	1			
	(8) ドローン活用ディレクターの業務に従事することを本務とする職員	1			
総合福祉相談所	(略)	(略)	総合福祉相談所	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

福井県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第24号

福井県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

福井県の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年福井県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係） 本庁		別表第1（第2条関係） 本庁	
組織	職員	組織	職員
議会局	(略)	議会局	(略)
知事部局	危機管理監 部長 <u>理事</u> <u>首都圏統括監</u> 新幹線・交通まちづくり局長 文化・スポーツ局長 健康医療局長 知事公室長 副部長 新幹線・交通まちづくり局副局長 課（室）長 政策参事 参事 課（室）長補佐（労働関係に関する事務を担当する者に限る。） 予算を担当する総括主任、主任、企画主査、主査および主事（財政課、未来戦略課または各部の政策推進グループに所属する者に限る。） 労働関係に関する事務を担当する総括主任、主任および企画主査（人事課	知事部局	危機管理監 部長 <u>理事</u> 新幹線・交通まちづくり局長 文化・スポーツ局長 健康医療局長 知事公室長 副部長 新幹線・交通まちづくり局副局長 課（室）長 政策参事 参事 課（室）長補佐（労働関係に関する事務を担当する者に限る。） 予算を担当する総括主任、主任、企画主査、主査および主事（財政課、未来戦略課または各部の政策推進グループに所属する者に限る。） 労働関係に関する事務を担当する総括主任、主任および企画主査（人事課または各部の政

	または各部の政策推進グループに所属する者に限る。) 労働関係に関する事務を担当する主査および主事 (人事課に所属する者に限る。) 法制を担当する総 括主任、主任、企画主査および主査(情報公開・法制 課に所属する者に限る。) 庁舎管理を担当する総括 主任、主任および企画主査(財産活用課に所属する者 に限る。) 秘書
会計局	(略)
人事委員会事務局	(略)
教育庁	<u>学校教育監 副部長 課(室)長 政策参事 参事 課長補佐</u> 予算を担当する総括主任、主任、企画主査 、主査および主事(教育政策課教育企画グループに所 属する者に限る。) <u>労働関係に関する事務を担当す る総括主任、主任、企画主査、主査および主事(教育 政策課または教職員課に所属する者に限る。)</u>
監査委員事務局	(略)
(略)	(略)

備考

1～6 (略)

別表第2(第2条関係)

出先機関

組織	職員
(略)	(略)
生活学習館	(略)
嶺南振興局	局長 副局長 危機管理幹 部長 <u>室長 政策参事 参事 二州農林部技術経営支援課長 二州農林部農村 整備課長</u>
福井県税事務所	(略)
(略)	(略)
恐竜博物館	(略)
歴史博物館	館長 副館長

	策推進グループに所属する者に限る。) 労働関係に 関する事務を担当する主査および主事(人事課に所属 する者に限る。) 法制を担当する総括主任、主任、 企画主査および主査(情報公開・法制課に所属する者 に限る。) 庁舎管理を担当する総括主任、主任およ び企画主査(財産活用課に所属する者に限る。) 秘 書
会計局	(略)
人事委員会事務局	(略)
教育庁	<u>参与 学校教育監 副部長 課(室)長 政策参事 参事 課長補佐 人事主任</u> 予算を担当する総括主任 、主任、企画主査、主査および主事(教育政策課教育 企画グループに所属する者に限る。) <u>労働関係に関 する事務を担当する主任(教育政策課または教職員課 に所属する者に限る。)</u> <u>労働関係に関する事務を担当 する企画主査(教育政策課または教職員課に所属す る者に限る。)</u> <u>労働関係に関する事務を担当する主 査(教育政策課または教職員課に所属する者に限る。)</u> <u>労働関係に関する事務を担当する主事(教育政策 課または教職員課に所属する者に限る。)</u>
監査委員事務局	(略)
(略)	(略)

備考

1～6 (略)

別表第2(第2条関係)

出先機関

組織	職員
(略)	(略)
生活学習館	(略)
嶺南振興局	局長 副局長 危機管理幹 部長 <u>政策参事 室長 部次長</u>
福井県税事務所	(略)
(略)	(略)
恐竜博物館	(略)
歴史博物館	館長 副館長 <u>総括学芸員</u>

美術館	(略)
若狭歴史博物館	館長 副館長
一乗谷朝倉氏遺跡博物館	(略)
(略)	(略)
農業試験場	(略)
園芸研究センター	所長 研究推進課長 園芸交流課長
食品加工研究所	(略)
(略)	(略)
特別支援教育センター	(略)
図書館	館長 文書館長 ふるさと文学館長 副館長 文書館副館長 若狭図書学習センター所長 総括司書
こども歴史文化館	(略)
(略)	(略)

美術館	(略)
若狭歴史博物館	館長
一乗谷朝倉氏遺跡博物館	(略)
(略)	(略)
農業試験場	(略)
園芸研究センター	所長 園芸交流課長
食品加工研究所	(略)
(略)	(略)
特別支援教育センター	(略)
図書館	館長 文書館長 ふるさと文学館長 副館長 文書館副館長 若狭図書学習センター長 子ども読書推進室長
こども歴史文化館	(略)
(略)	(略)

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第25号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和44年福井県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1アの表知事の事務部局の部本庁の項中

主任検査員	課長補佐 坂井会 計室長 奥越会 計室長 納税推 進室次 長（嶺 南） 主任工 事検査 員 船長 機関長	課長室長 政策参 事	課長室長	知事公 室長 副部長 新幹線 ・交通 まちづ くり局 副局長 会計局 長	危機管 理監 部長 理事 新幹線 ・交通 まちづ くり局 長 文化・ スポー ツ局長 会計管 理者
-------	---	------------------	------	---	--

を

主任検査員 機関長	課長補佐 坂井会 計室長 奥越会 計室長 納税推 進室次 長（嶺 南） 主任検査員 主任工 事検査 員 船長 機関長	課長室長 政策参 事	課長室長	知事公 室長 副部長 新幹線 ・交通 まちづ くり局 副局長 会計局 長	危機管 理監 部長 理事 首都圏 統括監 新幹線 ・交通 まちづ くり局 長 文化・ スポー ツ局長 健康医 療局長 会計管 理者
--------------	--	------------------	------	---	--

に改め、同部嶺南振興局の項中

若狭企 画振興 室長 嶺南プ ロジェ クト推 進室長 農業経 営支援 部次長 農村整 備部長 林業水 産部長 二州企 画振興 室長 二州農 林部長 二州農 林部技 術経営 支援課 長 農村整 備課長	税務部 長 農業経 営支援 部長
--	------------------------------

を

嶺南振 興局室 長（若 狭湾観 光連盟 ） 若狭企 画振興 室長 若狭湾 サイク リング ルート 推進室 長 嶺南プ ロジェ クト推 進室長 税務部 長 農村整 備部長 林業水 産部長 二州企 画振興 室長 二州農 林部長 二州農 林部技 術経営 支援課 長 二州農 林部農 村整備 課長 政策参 事 参事	農業経 営支援 部長
--	------------------

に改め、同部東京事務所の項中

副所長 副所長 （全国 知事会 ） 副所長 （地域 総合整 備財団 ） 所長代 理	副所長 （首都 圏営業 ）
--	------------------------

を

副所長 副所長 （首都 圏営業 ） 副所長 （全国 知事会 ） 副所長 （地域 総合整 備財団 ） 副所長 （技術 ） 所長代 理	
---	--

に改め、同部大阪事務所の項中

「

	所長補佐
--	------

」を「

所長補佐	
------	--

」に改め、同部名古屋事務所の項中「

	所長補佐
--	------

」を「

所長補佐	
------	--

」に改め、同部消費生活センターの項中

「

所長	
----	--

」を「

	所長
--	----

」に改め、同部消防学校の項中「

講師	副校長			校長
	教務主任			

」を「

	副校長	校長		
	教務主任			

」

に改め、同部原子力環境監視センターの項中「

管理室長			
------	--	--	--

」を「

管理室長			所長
------	--	--	----

」に改め、同部恐竜博物館の項中

「

副館長	
-----	--

」を「

	副館長
--	-----

」に改め、同部武道館の項中「

副館長	利用者サービス室長
-----	-----------

」を「

副館長

」に改め、同部奥越健康福祉センターの項中「

所長	
----	--

」を「

次長（所長福祉保健）	
------------	--

」

に改め、同部嶺南振興局二州健康福祉センターの項中「

地域支援室長	福祉課長
--------	------

」を「

地域支援室長	福祉課長	次長（福祉保健）
--------	------	----------

」に改め、同部総合福祉相談所の項中「

障がい者支援課長	精神保健福祉課長
----------	----------

」を「

精神保健福祉課長

」

に改め、同部児童・女性相談所の項中「

緊急対応課長	家庭支援課長	社会的養育課長	心理判定課長	女性支援課長
--------	--------	---------	--------	--------

」を「

心理判定課長	緊急対応課長	家庭支援課長	社会的養育課長	女性支援課長
--------	--------	--------	---------	--------

」に改め、同部県立病院の項中「

課長補佐	課長
医療情報管理室次長（情報システム）	課長
入退院支援センター次長補佐	参事（経営管理）
	利用環境サービス室長

」を「

課長補佐	課長
医療情報管理室次長（情報システム）	参事（経営管理）
	利用環境サービス室長
	入退院支援センター次長

」

に改め、同部福井産業技術専門学院の項中「

主任指導員	管理室長		学院長
	教務主任		
	主任指導員		

」を「

管理室長	教務主任	学院長	
	主任指導員		

」に改め、同部敦賀産業技術専門学院の項中

「

副学院長	学院長
------	-----

」を「

学院長	
-----	--

」に改め、同部坂井地区水道管理事務所の項中「

	所長
--	----

」を「

所長	
----	--

」に改め、同部福井農林総合事務所の項中

「

次長	農業経営支援部長
農村整備部長	林業部長

」を「

次長	農業経営支援部長
農村整備部長	林業部長

」に改め、同部坂井農林総合事務所の項中
「

次長	農業経営支援部長
林業部長	農村整備部長

」を「

次長	農業経営支援部長
農村整備部長	林業部長

」に改め、同部丹南農林総合事務所の項中

「

次長	農業経営支援部長
農村整備部長	林業部長

」を「

次長	農業経営支援部長
農村整備部長	林業部長

」に改め、同部畜産試験場の項中
「

	管理課長
	企画支援室長

」を「

企画支援室長	管理課長
--------	------

」に改め、同部水産試験場の項中
「

船長	
通信長	

」を「

船長	1等航海士
----	-------

」

「

管理課長	緑化・花づくり推進部長
------	-------------

」を「

管理課長	緑化・花づくり推進課長
------	-------------

」に改め、同部総合グリーンセンターの項中
「

主事		企画主査	主任企画主査	課長補佐主任秘書総括主任主任	参事	課長
----	--	------	--------	----------------	----	----

」を

「

	主査主事	企画主査	主任企画主査	課長補佐主任秘書総括主任主任	課長参事	
--	------	------	--------	----------------	------	--

」に改め、同表監査委員事務局の項中
「

主事	監査主査
----	------

」を「

	監査主査
--	------

」に改め、同表人事委員会事務局の項中

「企画主査 主任」を「企画主査 主査」に改め、同表労働委員会事務局の項中「主事」を「主査」改め、同表教育庁の部本庁の項中

「副部長 参与 学校教育監」を「課長 副部長 学校教育監」改め、同部教育総合研究所の項中
 「所長 副所長 センター長 教育博物館長」を「副所長 副所長 所長 センター長 教育博物館長」に改め、同部図書館の項中

「副館長 副館長 (利用促進) 子ども読書推進室長」を「子ども読書推進室長 副館長 総括司書」に改め、同部ふるさと文学館の項中「館長」を「館長」に改める。

別表第1ウの表知事の事務部局の部原子力環境監視センターの項中
 「福井分所長 析管理室長」を「放射線監視室長 福井分所長 析管理室長」に改め、同部歴史博物館の項中

「総括学芸員」を「副館長 (調査研究)」に改め、同部美術館の項の次に次のように加える。

若狭歴史博物館				副館長	
---------	--	--	--	-----	--

別表第1ウの表知事の事務部局の部共通の項中
 「主任研究員 主任研究員 主任研究員 主査」を「主任研究員 総括研究員 主任研究員 主任研究員 主任研究員」に改める。
 「主任研究員 総括研究員」を「主任研究員 総括研究員」に改める。

別表第1エの表知事の事務部局の部奥越健康福祉センターの項中「医幹」を「医幹」に改め、同項の次に次のように加える。

丹南健康福祉センター			医幹	
------------	--	--	----	--

別表第1エの表知事の事務部局の部県立病院の項中

「院長
副院長
センター長」を「院長
副院長
センター長
医療情報管理室長」に改め、同部共通の項中「健康医療局長
主任医
長
医長」を「部長
主任医
長
医長」に改める。

別表第1オの表知事の事務部局の部福井健康福祉センターの項中

「環境衛生課長」を「次長」に改め、同部奥越健康福祉センターの項中

「次長」を「環境衛生課長」に改め、同部丹南健康福祉センターの項中

「医療監査室長
生活衛生課長
環境廃棄物対策課長」を「健康増進課長
医療監査室長
環境廃棄物対策課長
生活衛生課長」に改め、同部嶺南振興局二州健康福祉センターの項中

「生活衛生課長
環境廃棄物対策課長」を「環境廃棄物対策課長」に改め、同部県立病院の項中

「検査室長
放射線室長
リハビリテーション室長
栄養管理室長」を「薬剤部長
薬剤部次長
検査室長
放射線室長
リハビリテーション室長
栄養管理室長」に改め、同部嶺南牧場の項中「場長
次長」を「次長
場長」

に改め、同部家畜保健衛生所の項中

次長
生産指 導課長
保健衛 生課長
病性鑑 定課長

を

生産指 導課長
次長
保健衛 生課長
病性鑑 定課長

に改める。

別表第1カを表知事の事務部局の部丹南健康福祉センターの項中

地域保 健課長
福祉保 健部 健康増 進課長

を

福祉保 健部長
地域保 健課長
武生福 祉保健 部長

に改め、同部嶺南振興局二州健康福祉センターの項を削り、同部共通の項中

企画主 査 主査 主事
主査 主事

を

主査 主事
企画主 査 主査 主事

に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

永平寺町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第26号

永平寺町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

永平寺町の管理職員等の範囲を定める規則（平成18年福井県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係） 本庁		別表第1（第2条関係） 本庁	
組織	職員	組織	職員
議会事務局	(略)	議会事務局	(略)
町長部局	課(室)長 <u>参事(室長)</u>	町長部局	課(室)長 参事
会計課	(略)	会計課	(略)

教育委員会事務局	課(室)長 参事(室長)
備考 (略)	
別表第2 (第2条関係)	
出先機関	
組織	職員
支所	支所長
幼稚園	(略)
(略)	(略)

教育委員会事務局	課長 参事
備考 (略)	
別表第2 (第2条関係)	
出先機関	
組織	職員
支所	支所長 参事
幼稚園	(略)
(略)	(略)

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

南越前町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第27号

南越前町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

南越前町の管理職員等の範囲を定める規則(平成17年福井県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1 (第2条関係) 本庁	別表第1 (第2条関係) 本庁
組織	組織
職員	職員
議会事務局	(略)
町長の事務部局	課長 室長 会計管理者 参事 課長補佐(総務課において人事または給与を担当する者に限る。) 主任(総務課において人事または給与を担当する者に限る。) 主査(総務課において人事または給与を担当する者に限る。)
教育委員会事務局	(略)
備考 (略)	備考 (略)
別表第2 (第2条関係)	別表第2 (第2条関係)
出先機関	出先機関
組織	組織
職員	職員
診療所	診療所
診療所	診療所
診療所	診療所

老人保健施設	(略)
(略)	(略)

老人保健施設	(略)
(略)	(略)

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

福井県訓令第14号

福井県教育委員会訓令第2号

福井県警察本部訓令第1号

庁中一般
各出先機関
各教育機関
警察本部
警察学校
警察署

福井県青少年総合対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

福井県知事 杉本 達治

福井県教育委員会

福井県警察本部長 丸山 潤

福井県青少年総合対策本部設置規程の一部を改正する訓令

福井県青少年総合対策本部設置規程（昭和58年福井県訓令第8号・福井県教育委員会訓令第2号・福井県警察本部訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第2（第5条関係） 1 (略) 2 幹事 広報広聴課長 <u>大学私学課長</u> <u>定住促進課長</u> 女性活躍課長 県民協働課長 長 <u>インバウンド交流課長</u> 地域福祉課長 障がい福祉課長 健康政策課長 地域医療課長 <u>保健予防課長</u> 中山間農業・畜産課長 水産課長 県産材 活用課長 土木管理課長 都市計画課長 交通指導課長	別表第2（第5条関係） 1 (略) 2 幹事 広報広聴課長 <u>大学私学課長</u> 女性活躍課長 県民協働課長 <u>定住交流課長</u> 地域福祉課長 障がい福祉課長 健康政策課長 <u>地域医療課長</u> <u>保健予 防課長</u> <u>国際経済課長</u> 中山間農業・畜産課長 水産課長 県産材活用課長 土木管理課長 都市計画課長 交通指導課長

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。